

女性が社会を変える、世界を変える

実践女子学園の創立者下田歌子は、日本を代表する近代女子教育の先駆者です。1882（明治15）年には、上流階層の女性を対象とした「下田学校」（後に「桃夭学校」に改称）を創設します。その後、1893（明治26）年9月から1895（明治28）年8月まで、女子教育の視察のために、約2年間にわたって欧米8カ国を訪問します。この視察を通じて、下田はこれまで自らが担ってきた一部の上流階級のための教育以上に、一般女性を対象とした女子教育の重要性を痛感します。

そして、帰国から3年後の1898（明治31）年11月、下田は一般女性の地位の向上を目的として「帝国婦人協会」を結成し、翌1899（明治32）年4月に、その最初の事業として実践女学校と女子工芸学校を創設します。これが本学園のはじまりです。

下田は、本学園開設に当たって記した「帝国婦人協会設立主意書」（1898年）において、アメリカの詩人、ウィリアム・ロス・ウォレス（William Ross Wallace 1819-1881年）の次のことばを引いて、学校設立の意義や自らの大志を広く世に問いました。「揺籃」をゆらす手、すなわち、女性こそが「天下」を動かすことができるというものです。

「^{ようらん}揺籃を揺るがすの手は、もってよく天下を動かすことをうべし」

※「^{ようらん}揺籃」はゆりかごの意

当時の女性の社会的な地位は押しなべて低く、その生活や労働は惨状を極めていました。そこで下田は、女性自らが「徳」を高め、「智」を進め、「実力」を養って実践躬行し、「自活の道」を立てる以外に、女性の社会的な地位を高める方法はないと考えます。そして、多くの女性たちにそうした力をつけさせたいと、女性のための学校の設立に向けて、並々ならぬ決意を固めます。

下田に女性のための学校設立の決意をさせたもの。それは、「女性こそが社会を動かす」という女性に対する深い信頼と期待であり、女性が持てる力を発揮することによってこそ、「善美」な国家・社会を創ることができるという強い信念です。下田は生涯にわたって、女性の力によって社会を変えることを希求し続けたのです。

下田が本学園を創設して120年余。いまや女性の掌中にあるのは「振りかご」だけではありません。下田が願ったように、今、女性たちは、それぞれが自らの力を発揮し、社会の様々な分野で活躍しています。そして、こうした女性たちの活躍が社会を大きく変えようとしています。

本学園はこれからも、創立者下田歌子の信念を受け継ぎ、「女性が社会を変える、世界を変える」という建学の精神に基づいて、女性たちがさらに活躍する社会を創るために貢献します。

目 次

学事日程・カレンダー

2023年度学事日程	4
2023年度、2024年度カレンダー	8
ダイアリー	10

大学・短期大学部について

学長の言葉、本学の教育理念	34
本学園のあゆみ	35
研究科・学科案内	37
校歌	38
学園歌	40
事務等の窓口案内	41
事務等の取扱時間、電話番号一覧	42

知っておいてほしいこと

各種情報伝達方法について	43
Jissen Total Advanced Support (J-TAS) について	43
J-STAFF制度について	44
学生証・学生生活ハンドブックについて	45
学生証番号(=学籍番号)の意味	45
学生証の紛失・盗難	45
学生証・学生生活ハンドブックの再発行	46
学生証の裏面シールについて	46
通学期定期券(通学定期乗車券)の購入方法	46
通学区間外の実習用定期券(実習用通学定期乗車券)の購入方法	46
学割証(学校学生徒旅客運賃割引証)について	47
学生団体旅行割引について	47
拾得物・紛失物について	47
個人ロッカーの使用について(日野キャンパス)	48
クラス担任制について	48
オフィスアワーについて	48
各種届きの方法	49
休学・復学・退学について	50
各種証明書・申請書の発行について	51
学費等納入について	52
学費の延納	53
学生教育研究災害傷害保険・学研災付賠償責任保険	53
学生総合保障制度(任意加入)	53
奨学金制度	54
カルト宗教等の勧誘について	56
SNS利用の注意	56
障がいのある学生へのサポート	56
成年年齢の引き下げについて	57
アルバイト紹介	57

キャリア支援(就職・進学支援等)	58
------------------	----

ハラスマントの防止	59
住まいの紹介	60

各部署、施設について

保健室(日野:本館1階、渋谷:3階)	61
学生相談室	62
図書館	63
向田邦子文庫展示室(渋谷キャンパス)	64
香雪記念資料館(渋谷キャンパス)	64
PCラウンジ(日野:本館1階、渋谷:3階)	64
言語文化教育研究センター(CLEIP)/国際交流課	65
生涯学習センター	67
食堂、学内ショップ	67
学生ラウンジ・ホール	68
体育施設の個人利用(日野キャンパス)	68
運動用具の貸し出し(日野キャンパス)	69
無我荘(日野キャンパス)	69
日野合宿所の利用(日野キャンパス)	69
実習所案内	70

課外活動等について

ボランティア	72
課外活動	73
学友会組織図	73
2023年度団体一覧	74
学生大会	76
常磐祭	76
体育祭	76
団体顧問について	76
課外活動助成金	76
学友会規約	77

校舎案内、生活案内

CAMPUS MAP(日野)	103
CAMPUS MAP(渋谷)	120
研究室一覧	129
役職者氏名	132
テレフォンガイド	133
日野キャンパス周辺の病院案内	134
渋谷キャンパス周辺の病院案内	135
暮らしの安全ガイド	136
メモ、年齢早見表	
路線図	

2023 学事日程

	4	5	6
1	SAT 入学式(渋谷)	MON ④	THU ⑦
2	SUN	TUE ④	FRI ⑦
3	MON 入学式(日野)	WED	憲法記念日 SAT ⑧
4	TUE 健康診断 オリエンテーション(3月28日～) ※詳細はオリエンテーション 日程表を確認して下さい。	THU みどりの日 SUN	
5	WED	FRI こどもの日 MON ⑨	
6	THU	SAT 学園の休日 休校 TUE ⑨	
7	FRI 新入生歓迎会	SUN 学園創立記念日	WED ⑧
8	SAT ①前期授業開始	MON ⑤	THU ⑥
9	SUN	TUE ⑤	FRI ⑧
10	MON ①	WED ④	SAT ⑨
11	TUE ①	THU ④	SUN
12	WED ①	FRI ④	MON ⑩
13	THU ①	SAT ⑤	TUE 体育祭 休講
14	FRI ①	SUN	WED ⑨
15	SAT ②	MON ⑥	THU ⑨
16	SUN	TUE ⑥	FRI ⑨
17	MON ②	WED ⑤	SAT ⑩
18	TUE ②	THU ⑤	SUN
19	WED ②	FRI ⑤	MON ⑪
20	THU ②	SAT ⑥	TUE ⑩
21	FRI ②	SUN	WED ⑩
22	SAT ③	MON ⑦	THU ⑩
23	SUN	TUE ⑦	FRI ⑩
24	MON ③	WED ⑥	SAT ⑪
25	TUE ③	THU ⑥	SUN
26	WED ③	FRI ⑥学生大会	MON ⑫
27	THU ③	SAT ⑦	TUE ⑪
28	FRI ③	SUN	WED ⑪
29	SAT ④通常授業 瞽和の日	MON ⑧	THU ⑪
30	SUN	TUE ⑧	FRI ⑪
31	◆	WED ⑦	◆

※予備日は、通常授業とは異なる曜日・時間・教室で補講を行う場合があります。
(祝日法などの改正により、祝日や休日が一部変更になる場合があります)
※丸囲み数字は、学期毎・曜日毎に授業が何週目であるかを示しています。

	7	8	9
1	SAT ⑫	TUE 予備日	FRI 追・再試験
2	SUN	WED 予備日	SAT
3	MON ⑬	THU 夏期休業開始 追試験手続締切	SUN
4	TUE ⑫	FRI	MON
5	WED ⑫	SAT	TUE
6	THU ⑫	SUN	WED
7	FRI ⑫	MON	THU 追・再試験成績発表
8	SAT ⑬	TUE	FRI
9	SUN	WED	SAT
10	MON ⑭	THU	SUN
11	TUE ⑯	FRI 山の日 MON	
12	WED ⑯	SAT	TUE
13	THU ⑯	SUN	WED
14	FRI ⑯	MON	THU
15	SAT ⑯	TUE	FRI
16	SUN	WED	SAT
17	MON 予備日 海の日	THU	SUN
18	TUE ⑯	FRI	MON 敬老の日
19	WED ⑯	SAT	TUE
20	THU ⑯	SUN	WED 夏期休業終了
21	FRI ⑯	MON	THU ①後期授業開始
22	SAT 予備日	TUE 大学4年生・短大生前期成績発表	FRI ①
23	SUN	WED	SAT ①通常授業 秋分の日
24	MON 前期定期試験期間開始	THU	SUN
25	TUE	FRI 再試験手続受付	MON ①
26	WED	SAT	TUE ①
27	THU	SUN	WED ①
28	FRI	MON 再試験手続受付	THU ②
29	SAT	TUE 大学1～3年生成績発表	FRI ②
30	SUN	WED 追・再試験	SAT ②
31	MON 前期定期試験期間終了	THU	◆

2023 学事日程

	10	11	12
1	SUN	WED ⑥	FRI ⑨
2	MON ②	THU ⑦	SAT ⑨
3	TUE ②	FRI ⑥通常授業	文化の日 SUN
4	WED ②	SAT ⑥	MON ⑩
5	THU ③	SUN	TUE ⑪
6	FRI 常磐祭準備(渋谷) 休講	MON ⑦避難訓練	WED ⑪
7	SAT 常磐祭(渋谷) 休講	TUE ⑦	THU ⑪
8	SUN 学祖ご命日	WED ⑦	FRI ⑩
9	MON ③通常授業 スポーツの日	THU ⑧	SAT ⑩
10	TUE ③	FRI 常磐祭準備・前夜祭(日野) 休講	SUN
11	WED ③	SAT 常磐祭(日野) 休講	MON ⑪
12	THU ④	SUN	TUE ⑫
13	FRI ③	MON 常磐祭片付け(日野) 休講	WED ⑫
14	SAT ③	TUE ⑧	THU ⑫
15	SUN	WED ⑧	FRI ⑪
16	MON ④	THU ⑨	SAT ⑪
17	TUE ④	FRI ⑦	SUN
18	WED ④	SAT ⑦	MON ⑫
19	THU ⑤	SUN	TUE ⑯
20	FRI ④	MON ⑧	WED ⑯
21	SAT ④	TUE ⑨	THU ⑯
22	SUN	WED ⑨	FRI ⑫
23	MON ⑤	THU 勤労感謝の日	SAT ⑫
24	TUE ⑤	FRI ⑧	SUN
25	WED ⑤	SAT ⑧	MON 冬期休業開始
26	THU ⑥	SUN	TUE
27	FRI ⑤	MON ⑨	WED
28	SAT ⑤	TUE ⑩	THU
29	SUN	WED ⑩	FRI
30	MON ⑥	THU ⑩	SAT
31	TUE ⑥	◆	SUN

2024

	1	2	3
1	MON 元日	THU	FRI
2	TUE	FRI	SAT
3	WED	SAT	SUN
4	THU 冬期休業終了	SUN	MON 卒業認定者発表
5	FRI ⑯	MON 追試験手続締切	TUE
6	SAT ⑯	TUE	WED
7	SUN	WED	THU
8	MON 成人の日	THU 大学4年生・短大生後期成績発表	FRI
9	TUE ⑯	FRI	SAT
10	WED ⑯	SAT	SUN
11	THU ⑯	SUN 建国記念の日	MON
12	FRI 入試準備	休校 MON 振替休日	TUE
13	SAT 大学入学共通テスト	休校 TUE 再試験手続受付	WED
14	SUN	休校 WED	THU
15	MON ⑯	THU	FRI
16	TUE 予備日	FRI	SAT
17	WED 予備日	SAT	SUN
18	THU 予備日	SUN	MON
19	FRI ⑯	MON 追・再試験	TUE
20	SAT ⑯	TUE	WED 卒業式(渋谷) 春分の日
21	SUN	WED	THU 卒業式(日野)
22	MON ⑯	THU	FRI 春期休業開始
23	TUE 後期定期試験期間開始	FRI 天皇誕生日	SAT
24	WED	SAT	SUN
25	THU	SUN	MON
26	FRI	MON	TUE
27	SAT	TUE 大学1~3年生、追・再試験成績発表	WED
28	SUN	WED	THU
29	MON	THU	FRI
30	TUE 後期定期試験期間終了	◆	SAT
31	WED 予備日	◆	SUN

※予備日は、通常授業とは異なる曜日・時間・教室で補講を行う場合があります。
(祝日法などの改正により、祝日や休日が一部変更になる場合があります)

*2月・3月に本学一般入試の実施のため、休校となる日があります。詳細は別途お知らせします。

学長の言葉



熱中してみよう！

学長 難波 雅紀

学生生活で皆さんに期待したいことは、物事に熱中することです。熱中することで、自分は何なつかを見つめ、自分らしさを発見し、自信を深めることができます。自信は、自分の将来像を具体化し、それを実現するための大きな力になります。勉学はもちろんのこと、サークルやボランティアなど、いろいろな活動に熱中し、学生時代だからこそできる新しい経験をたくさん積んでください。本学では、皆さんが物事に熱中する経験をとおして成長を実感できるよう、様々な面からサポートしていきます。

もうひとつ、皆さんにお願いしたいことは、心もからだも健康であり続けられるよう心がけることです。どんな希望や目標を抱いていても、健康だからこそそれは実現できるものです。学生生活はとても自由です。気を抜くことも、遊ぶことも大事ですし、時には羽目を外すことがあってもいいと思います。でも、自由だからこそ自分を律していく必要があるわけです。そこを自覚して自己管理するよう努めてください。

健康を礎に皆さんが充実した学生生活を送ることは、「品格高雅」にして「自立自営」できるひとりの女性として、生きていく上での糧に必ずなると信じています。

本学の教育理念

品格高雅にして自立自営しうる女性の育成

本学園の創立者下田歌子は、学園の創立に際し、知性と品性を備えた「品格高雅」な賢母良妻の育成を教育理念の一つに掲げました。女性の地位が今日よりはるかに低い時代にあって、下田はそうした女性を育成することによって、女性の家庭内での地位と社会的な地位を高めようとしたのです。

しかし、いまや時代は変わり、現代の女性は固定的な性別役割や慣習に囚われることなく、社会のあらゆる分野で活躍することが求められています。それでもなお、知性と品性を備えた品格高雅な女性の育成という本学園の基本理念は変わりません。女性が社会で活躍するためには、知識や技術だけでなく、品格が大切だと考えるからです。

下田が掲げたもう一つの教育理念は、「自立自営」しうる実践力を持った女性の育成です。下田は女性が自立するためには、実践的な知識・技術の修得が不可欠だと考え、そうした教育理念を本学園の名称に込めました。そのため、本学園は建学以来、実践的な知識・技術の修得と、学問・科学を実社会で活用しうる実践力の育成を一貫して重視してきました。

品格高雅にして自立自営しうる女性の育成—これこそ、女性の自立が困難な時代から、女性の社会的な活躍が求められる今日にいたるまで変わらない本学園の一貫した教育理念です。

本学園のあゆみ

実践女子学園は、1899（明治32）年に、現在の千代田区麹町に創立された帝国婦人協会私立実践女学校・女子工芸学校がはじまりです。

本学園が現在の渋谷キャンパスに移転したのは1903（明治36）年です。1908（明治41）年には、現在の大学と短期大学の母体となる「高等専門学部」（文学科・家政科・技芸科）が開設され、1932（昭和7）年に実践女子専門学校、実践女子高等女学校、実践実科高等女学校へと改称されました。

戦後、新たな学制の下、1947（昭和22）年に中学校、48年に高等学校、49年に大学、50年に短期大学が設立されました。さらに、1966（昭和41）年に大学院修士課程、69年には同博士課程が設置され、実践女子学園は、中学から大学院まで一貫した組織を持つ女子教育機関となりました。

1976（昭和51）年に短期大学が渋谷から日野神明に移り、1986（昭和61）年には大学・大学院が日野大坂上キャンパスに移転しました。日野キャンパス時代のはじまりです。また、2004（平成16）年には人間社会学部が設置され、大学は3学部体制になりました。

2014（平成26）年、大学（文学部・人間社会学部）、大学院（文学研究科・人間社会研究科）、短期大学部が渋谷キャンパスに移転し、日野大坂上は大学（生活科学部）のキャンパスとなりました。新たな2校地時代の幕開けです。

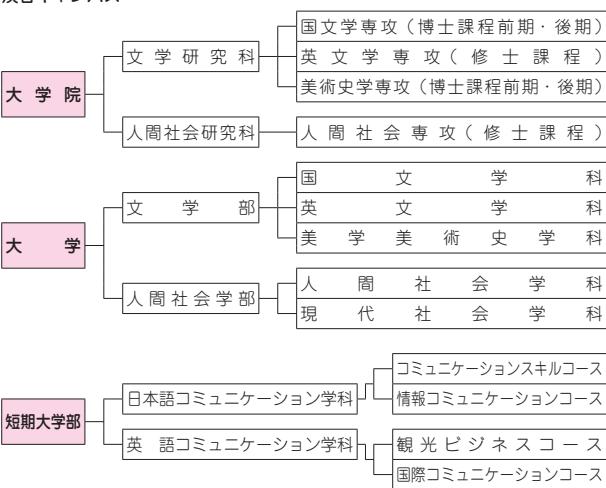
2019（平成31）年、実践女子学園は創立120周年を迎えました。

- 1899(明治32) 年 千代田区麹町に帝国婦人協会私立実践女学校と女子工芸学校を創設
- 1903(明治36) 年 実践女学校・女子工芸学校、渋谷常盤松の新校舎に移転
- 1908(明治41) 年 実践女学校の補習科と女子工芸学校を廃止し、実践女学校内に中等学部と工芸部を設置
高等専門学部を開設し（修業年限2年）、文学科と家政科・技芸科を設置
- 1911(明治44) 年 中等学部を高等女学部（修業年限5年）、実科高等女学部（修業年限4年）の2部に分ける。高等専門学部を廃止して、高等女学部専攻科（家政・技芸）と高等技芸部（修業年限2年）を設置
- 1920(大正9) 年 高等女学部専攻科を、国文・家政・技芸（修業年限3年）の3専攻科に改組
- 1921(大正10) 年 高等技芸部を廃止して高等師範部を設立し、裁縫科・技芸科を設置（修業年限3年）
- 1924(大正13) 年 高等女学部専攻科に英文専攻科（修業年限3年）を設置
- 1925(大正14) 年 高等女学部専攻科を専門学部に昇格・改称
- 1932(昭和7) 年 実践女学校の各部門を実践女子専門学校・実践高等女学校・実践実科高等女学校と改称
実践実科高等女学校を改組、第二高等女学校と改称
- 1936(昭和11) 年 創立者下田歌子逝去（10月8日）
- 1944(昭和19) 年 専門学校国文科を国語科と改称 英文科募集停止 歴史科を新設
- 1949(昭和24) 年 実践女子大学設立 文家政学部を開設し国文・英文・家政学科を設置
- 1950(昭和25) 年 実践女子学園短期大学設立、家政科設置
- 1952(昭和27) 年 短期大学に国文科・英文科を設置

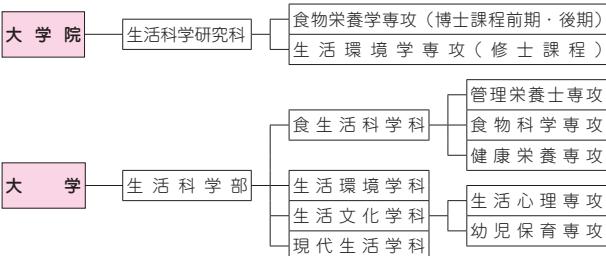
- 1965(昭和40)年 大学文家政学部を文学部（国文学科・英文学科）と家政学部（食物学科・被服学科）の2学部に分け、開設
大学一般教養課程を日野へ移転
- 1966(昭和41)年 大学院文学研究科及び家政学研究科を設置
文学研究科に国文学専攻・英文学専攻（ともに修士課程）、家政学研究科に食物栄養学専攻（修士課程）を開設
- 1968(昭和43)年 実践女子学園短期大学を実践女子短期大学に名称変更
- 1969(昭和44)年 大学院文学研究科に国文学専攻（博士課程）を設置
- 1976(昭和51)年 短期大学日野神明キャンパスに移転
- 1985(昭和60)年 大学文学部に美学美術史学科を設置
- 1986(昭和61)年 大学・大学院、日野大坂上キャンパスに全面移転
- 1988(昭和63)年 短期大学国文科・英文学科を国文学科・英文学科、家政科を生活文化学科（生活文化専攻、食物栄養専攻）と改称
- 1989(平成元)年 大学院家政学研究科に被服学専攻（修士課程）を設置
- 1992(平成4)年 大学院文学研究科に美術史学専攻（修士課程）を設置
- 1995(平成7)年 大学院家政学部を生活科学部と名称変更 食物学科・被服学科を食生活科学科・生活環境学科と名称変更 生活文化学科を設置
- 1999(平成11)年 大学院家政学研究科を生活科学研究科に、被服学専攻を生活環境学専攻に名称変更
- 2000(平成12)年 短期大学国文学科・英文学科を日本語コミュニケーション学科・英語コミュニケーション学科に名称変更 生活文化学科を、生活福祉学科・食物栄養学科の4学科に改組・改称
- 2004(平成16)年 大学院人間社会学部を開設し人間社会学科を設置
- 2005(平成17)年 大学院生活科学研究科食物栄養学専攻（博士後期課程）設置
- 2007(平成19)年 大学院生活科学部生活文化学科を生活文化専攻と幼児保育専攻に変更
- 2010(平成22)年 大学院人間社会研究科人間社会専攻（修士課程）設置
- 2011(平成23)年 大学院人間社会学部に現代社会学科を設置
大学院文学研究科美術史学専攻（博士後期課程）設置
- 2013(平成25)年 大学院生活科学部食生活学科に健康栄養専攻を設置
- 2014(平成26)年 大学（文学部・人間社会学部）、大学院（文学研究科・人間社会研究科）、短期大学部、渋谷キャンパスに移転
実践女子短期大学を実践女子大学短期大学部に名称変更
大学生活科学部に現代生活学科を設置 生活文化学科生活文化専攻を生活心理専攻に名称変更

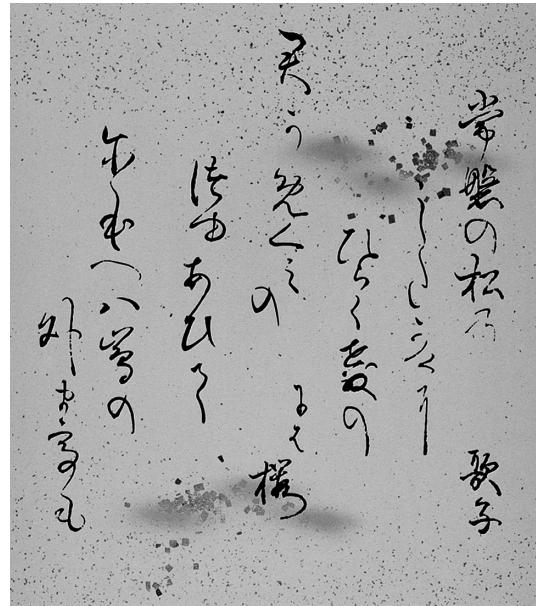
研究科・学科案内

渋谷キャンパス



日野キャンパス





校 歌

下田歌子先生 作詞

常磐の松の 下かけに
ひらく教の 庭桜
君が恵の つゆあびて
ほへ八島の 外までも

校 歌

下田 歌子 作詞
沢田 孝一 作曲

A musical score for a piano-vocal duet. It consists of two staves: a treble clef staff for the vocal part and a bass clef staff for the piano accompaniment. The music is in common time and includes lyrics in Japanese. The vocal part features eighth-note chords and some melodic lines. The piano part provides harmonic support with sustained notes and rhythmic patterns. The score is set against a background of small, scattered dots.

学園歌

木俣 修 作詞
平井康三郎 作曲

あかるく力あふれて ♩ = 100

と一きわまつこのおかにはるはめぐりてはー
なとともににおうものしらたまのおとめわれらまー
ゆーわかくーひとーすじーにーき
わめゆかんふめつのしんりさんたりわれらがみらい
ヒッせんよーああヒッせんじょーしがくえん

- 一 常磐松この丘に
春はめぐりて
花とともに匂ふもの
白玉のをとめわれら
眉わがかくひとすだに
求めゆかん 不滅の真理
燐たりわれらが未来
実践よ ああ実践女子学園

- 二 学塔の空高く
鐘はびびきて
瞳清に集ふもの
黒髪のをとめわれら
胸ひろくあひ睡み
求めゆかん 久遠の理想
思へよ われらが使命
実践よ ああ実践女子学園

- 三 武藏野のはて遠く
雲は騰りて
生命灑々と彈むもの
新しきをとめわれら
知恵ふかく眼ざめつつ
かがやかさん 実ある歴史
幸ありわれらが行歩
実践よ ああ実践女子学園

事務等の窓口案内

実践女子大学（日野キャンパス）〒191-8510 東京都日野市大坂上4-1-1
実践女子大学・実践女子大学短期大学部（渋谷キャンパス）〒150-8538 東京都渋谷区東1-1-49

実践女子学園	日野キャンパス	経営企画部 経営企画課／広報課 総務部 総務課 財務部 経理課／施設・管財課 情報センター	事務センター3階 学園全般の経営・広報に関すること 実習所に関すること 授業料等に関すること 本館1階(図書館内) PCラウンジ・PC演習室の管理等
	渋谷	社会連携推進室	創立120周年記念館17階 企業や自治体等との連携活動の推進に関すること
	日野キャンパス	学長室 学生総合サポート部 キャリアサポート部 入学サポート部 教育総合サポート部 保健室 学生相談室 国際交流推進部 国際交流推進課 図書館事務部 生涯学習センター 研究推進室	事務センター3階 学長、副学長、学長補佐職務の支援に関すること等 以下のお問い合わせ、各種書類の届出、証明書受付等に関すること 授業・履修・成績・欠席・休学・退学・課外活動・奨学金・学生生活・進路(就職・進学等)・入学試験・オープンキャンパス 履修・成績・休退学・欠席に関すること等 施設等に関すること 健康に関すること 心身等の悩みごとの相談に関すること 海外語学研修・留学・言語教育・学習に関すること等 図書館の利用に関すること 資格講座・生涯学習講座に関すること 研究支援に関すること
	実践女子大学短期大学部	研究推進課 事務センター2階 研究所事務課 本館2階	研究支援に関すること 各研究所の支援に関すること
実践女子大学短期大学部	渋谷キャンパス	学生総合サポート部 キャリアサポート部 入学サポート部 教育総合サポート部 保健室 学生相談室 国際交流推進部 国際交流推進課 図書館事務部 情報センター アカデミックステーション 研究推進室 研究所事務課	創立120周年記念館2階 以下のお問い合わせ、各種書類の届出、証明書受付等に関すること 授業・履修・成績・欠席・休学・退学・課外活動・奨学金・学生生活・進路(就職・進学等)・入学試験・オープンキャンパス・実習所 施設等に関すること 健康に関すること 心身等の悩みごとの相談に関すること 海外語学研修・留学・言語教育・学習に関すること等 図書館の利用に関すること PCラウンジ・PC演習室の管理等 教育・学習に関すること 研究支援に関すること 各研究所の支援に関すること
	実践女子学園	中学校高等学校事務部 中学校高等学校 〒150-0011 東京都渋谷区東1-1-11	

事務等の取扱時間、電話番号一覧

※緊急時以外は窓口事務取扱時間に担当窓口へお越しください。

実践女子大学（代表）			042-585-8817
	学生総合サポート部	平日 8：45～17：00	042-585-8825
	キャリアサポート部	土曜 8：45～11：30	042-585-8820
	入学サポート部	12：20～17：00	042-585-8815
	教育総合	教務チーム	042-585-8817
	サポート部	庶務チーム	042-585-8823
	保健室	61ページ参照	042-585-8827
	学生相談室	62ページ参照	042-585-8827
	国際交流推進部 国際交流推進課	65ページ参照	042-585-8832
	図書館事務部	63ページ参照	042-585-8829
実践女子大学・実践女子大学短期大学部（代表）	生涯学習センター	67ページ参照	042-589-1212
	情報センター		042-585-8803
	教職センター助手室		042-585-8928
	生活文化学科助手室		042-585-8918
	現代生活学科助手室		042-843-1218
	*食生活科学科、生活環境学科は各自関係研究室の電話番号を右欄に記入してください。		
	学友会室（日野）		042-584-4270
	常磐祭実行委員会室（日野）		042-583-5329
	国際交流推進部 国際交流推進課	65ページ参照	03-6450-6832
	図書館事務部	63ページ参照	03-6450-6829
渋谷キャンパス	情報センター PCサポートルーム		03-6450-6803
	国文学科		03-6450-6859
	英文学科		03-6450-6879
	美学美術史学科・博物館学課程		03-6450-6899
	人間社会学部		03-6450-6810
	日本語コミュニケーション学科		03-6450-6948
	英語コミュニケーション学科		03-6450-6949
	教職センター		03-6450-6808
	図書館学課程		03-6450-6809
	各学科・課程研究室		
アカデミックステーション	学友会室（渋谷）		03-5485-8790
	常磐祭実行委員会室（渋谷）		03-5485-8807
	実践女子学園（代表）		042-585-8800
共通	大学・短期大学部後援会		042-585-1304

各種情報伝達方法について

学生に対する告知、連絡、呼び出し等はJ-TASで配信、または掲示板での提示をします。後日「知らなかった。」ということがないように、登下校の際には、必ずJ-TAS・掲示板を確認する習慣をつけましょう。

掲示場所（日野）

☆本館 1階 エントランスホール
☆桜ホール 1階 インフォメーションギャラリー

掲示場所（渋谷）

☆ 1階 エントランスホール
☆ 10階 サークルラウンジ
*掲示の内容に関する電話でのお問合せには、一切お応えしません。

Jissen Total Advanced Support (J-TAS) について

J-TASシステムとは

J-TAS (Jissen Total Advanced Support) とは、「入学前から卒業後まで、学生一人ひとりの個性を大切にした個別支援体制」を目指した本学独自の新たな学生支援制度の総称です。

J-TASシステムでは、休講情報等のメール配信をはじめ、自身の履修状況や課外活動の参加状況の把握、またそれらの記録を蓄積していくことができます。

自分の成長記録を省みて成長を実感することを目的としたシステムですので、有効に活用してください。

主な機能について

① Myインフォメーション

- a) 本学からの情報提供：お知らせ、学生呼び出し、休講、補講、教室変更
- b) 個人スケジュール管理：カレンダーに学事日程・個人時間割の表示、各自のスケジュール登録
- c) ライブ配信：本学が提供する各種コンテンツ掲載

※a) 本学からの情報提供は、実践Gmailアドレスに送信されます。また、他のメールアドレスを追加設定すれば併せて送信され、メールを受け取ることができます。

※皆さんが受信したメールは配信専用メールアドレスより配信されますので返信しないでください。

② Myカルテ<私の情報>

学生本人の基本情報および学生生活情報を確認できます。

③ シラバス検索、履修登録、成績照会

シラバスの確認、履修登録手続き・登録科目の確認、成績の確認ができます。

④ Myコミュニティ<仲間・グループ>

本学の学生・教職員が学内SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に参加できます。

⑤ Myポートフォリオ<私のこれまで>

学生自身が自主的に自分の学修・体験・経験を通しての学びや気づきを記録していく、学生生活の振り返り、成長度合いを確認していきます。

⑥ Myドキュメント<書類・資料>

グループや個人のドキュメント、大学から配布するドキュメントが蓄積・集約できます。

⑦ Myサマリー <私のまとめ>

学生の多面的な評価と学生自らの評価により、学修成果の可視化をしていきます。

⑧ 安否確認

大規模災害が発生した際、緊急事態対応のために電子メールを送信し、各自の安否状況を報告してもらいます。

J-TASへのアクセス方法

在学生の皆さんに利用者IDとパスワードを発行しています。

学内・学外からインターネットに接続できる情報機器（パソコン、スマートフォン、タブレット）から利用できます。

パソコンの場合（自宅からでも同じアドレスで接続可能）

<https://j-tas.jissen.ac.jp/gss/>

スマートフォンの場合

<https://j-tas.jissen.ac.jp/gss/sp>

利用上の注意

- J-TASは、学内掲示板に掲載されている全ての情報が配信されるわけではありません。必ず学内掲示板を確認するようにしてください。
- 利用者IDとパスワードの扱いには十分にご注意ください。
- 利用後は必ずログアウトしてください。ログアウトしないと皆さん自身の大切な情報が他人に知られてしまう可能性があります。

QRコード読み取り機能についているスマートフォンの場合は、こちらからもアクセスできます。



J-TASの操作方法について

操作方法が分からない場合にはJ-TASのログインページの案内を参照してください。なお、メール及び電話でのお問合せについてはお答えしておりません。

J-STAFF制度について

J-STAFF制度はみなさんの学生生活が充実し、成長できる機会として本学が提供している学内アルバイトの制度です。事前登録をすることで、この制度に参画できます。詳細はオリエンテーション期間にご案内しますので、そちらを確認してください。なお、本制度は学内アルバイトとして給与が発生します。

学生証・学生生活ハンドブックについて

学生証は、在籍中の身分証明書となります。管理には十分注意してください。

学生証は、在校中、試験、各種証明書の発行、通学定期券の購入等の際に必要です。また、渋谷キャンパス入館ゲートと日野キャンパス図書館入館ゲートを通るために学生証が必要です。（学生証がないと渋谷キャンパス・日野キャンパス図書館には入館できません。）**常時携帯し**、本学の教職員の請求があったときは提示してください。また、定期試験を受ける際には学生証の提示が必要です。

忘れた場合は証明書自動発行機で仮学生証（300円）を発行してください。当日限り有効です。

- 破損したものは無効です。
- 学生証を他人に貸与したり、譲渡したりすることはできません。
- 学生証は、卒業、退学等によって学籍を失ったときは、直ちに学生総合支援センターに返却してください。
- 通学定期券または学生用割引乗車券を購入しそれを使用するときには、必ず携帯し駅係員の請求があったときは提示しなければなりません。

学生証番号（＝学籍番号）の意味

学生証番号（＝学籍番号）は、卒業するまで変わりません。学内での手続きや事務処理にはすべてこの学籍番号が必要ですので、自分の学籍番号は正確に覚えておきましょう。

例：大学生の場合

No.	2	3	1	1	0	0	0	学科・専攻
入 学 年 度	大	学	個	人	番	号		
年 度	専	攻						
1	国文学科							
2	英文学科							
3	美学美術史学科							
5	食生活科学科 管理栄養士専攻							
6	食生活科学科 食物科学専攻（個人番号001～） 健康栄養専攻（個人番号501～）							
7	生活環境学科							
8	生活文化学科 生活心理専攻（個人番号001～） 幼児保育専攻（個人番号501～）							
4	現代生活学科							
9	人間社会学科・現代社会学科							

例：短大生の場合

No.	2	3	2	1	0	0	0	学科・コース
入 学 年 度	短	學	科	個	人	番	号	
年 度	大	科	大	大				
1	日本語コミュニケーション学科 コミュニケーションスキルコース（個人番号001～） 情報コミュニケーションコース（個人番号501～）							
2	英語コミュニケーション学科 観光ビジネスコース							
3	英語コミュニケーション学科 国際コミュニケーションコース							

学生証の紛失・盗難

裏面シールに住所を記載した場合には、管理に特に注意してください。

もし、学生証を紛失したり盗難にあったりした場合には、直ちに最寄りの警察署に届け出るとともに、学生総合支援センターで再発行の手続きをしてください。

学生証・学生生活ハンドブックの再発行

学生証・学生生活ハンドブックを紛失したり、著しく汚損したりした場合には、証明書自動発行機（パピルスマイト）で再発行申請書を購入し、学生総合支援センターで再発行の手続きをしてください。

再発行手数料 学生証：2,000円 学生生活ハンドブック：500円

学生証の裏面シールについて

学生証の裏面にはシールを貼付するようになっています。通学定期券を購入する場合には、裏面シールに現住所・通学区間をボールペンで記入のうえ、駅窓口に提示し購入してください。現住所や通学区間を変更した場合や「通学定期乗車券発行控」欄が全部埋まった場合は、学生総合支援センターに申し出て新しいシールに貼りかえてください。

通学定期券（通学定期乗車券）の購入方法

JR・私鉄・バス（京王バス・都バス・東急バス他）の通学定期券は、駅窓口に学生証を提示し購入してください。（裏面シールに現住所・通学区間を記入しておくこと。）

購入にあたって

通学区間以外は通学定期券を購入することはできません。「通学区間」とは、現住所と大学の最短区間のことです。所属しているキャンパスの最寄駅までの定期券のみ購入できます。他キャンパスへの定期券は購入できません。

住所変更により通学区間を変更する場合は、学生総合支援センターに届け出してください。正課授業以外（サークル活動、アルバイト等）の目的で通学定期券を購入することはできません。

なお、通学区間が3区間以上あって通じて購入できない場合や、学生証で通学定期券を購入することができないバス会社を利用する場合は、別途通学証明書が必要となりますので、学生総合支援センターに申し出てください。

通学区間外の実習用定期券（実習用通学定期乗車券）の購入方法

大学生対象

学外実習、教育実習、卒業論文作成のための指導実習等の正課授業教育のために、通学区間外の定期券が必要な場合には、該当する学科・課程研究室に申請してください。

なお、鉄道各社から定期券購入の承認通知書が届くまでに1か月程度かかりますので、実習に行く6週間前までには申し込むようにしてください。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

JR各社で片道の乗車距離が101km以上の場合に、2割引で乗車券を購入できます。

発行にあたって（1日4枚まで）

①証明書自動発行機（パピルスマイト）で即時発行できます。（学生証が必要です。）

証明書自動発行機稼動時間 月曜日～土曜日 8：45～16：45

（パピルスマイト）

（長期休業中は発行時間が異なりますので、事前に掲示を確認してください。）

②目的地まで同じ区間を往復する場合は、1枚の学割証で往復の乗車券の購入が可能です。

③下記使用目的に限り発行可能です。

・帰省・正課教育・正課外教育活動・就職、受験・見学・傷病治療

・保護者旅行随行

④有効期間は、発行日から3か月間です。必要枚数のみ発行してください。

⑤不正使用（他人のものを使用する、他人へ譲る、記入事項を変更して使用する、有効期限切れのものを使用する等）は、本学学生全体に対する信用に関わり、本学の学割証発行が停止になります。

営業km	200kmまで	400kmまで	600kmまで	800kmまで	1000kmまで	1200kmまで	1400kmまで
有効日数	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日

・往復乗車券の有効日数は、片道（上表）の2倍です。

・営業km数、その他のきっぷについては時刻表を参照してください。

学生団体旅行割引について

課外活動やゼミなどの団体活動（学生8人以上、本学教職員の引率が必要）で利用する場合に団体割引が適用され、学生は5割引、教職員は3割引で乗車券を購入できる制度です。JR窓口や旅行会社などで申込用紙を入手し、学生総合支援センターに申請してください。学長の承認印を必要としますので、日数に余裕を持って申請するようにしてください。なお、JR窓口や旅行会社等へは学長の承認印を押印してある申込用紙を持って14日前までに手続きが必要です。

拾得物・紛失物について

学内での拾得物は、学生総合支援センターに届けてください。学内での紛失物についても、学生総合支援センターに来てお問合せください。拾得物は、貴重品は窓口にて保管、その他は事務室の陳列ケースに保管しております。届けられた後、3か月を経ても申し出のない拾得物は、記名のある物でも学生総合支援センターで処分します。ただし、長期保管が困難なもの（飲食物、衛生管理上不適切と判断したもの）は速やかに処分します。長期休業期間中でも3か月を過ぎていれば処分しますのでご注意ください。（拾得物については、電話でのお問合せにはお答えできません。）

持ち物には学籍番号と名前を記入しましょう！

個人ロッカーの使用について（日野キャンパス）

日野キャンパス：2023年度のロッカー使用については、新型コロナウイルス感染対策を踏まえて、現在検討中です。決定次第、J-TAS及び掲示でお知らせします。
年度末には決められた期限までにロッカー内の荷物をすべて撤去してください。
期限を過ぎて残っている荷物はすべて処分します。
例年、1月末を使用期限としています。

渋谷キャンパス：個人ロッカーはありません。

※個人ロッカーは学校の設備であり、みなさんの使用後は他の学生が使用しますので、清潔に丁寧に利用してください。また、貴重品は入れず、鍵は個人で用意し、必ず施錠してください。
 本人が施錠しなかったことや友人と共同使用したことによるトラブルに関しては責任を負いかねます。

クラス担任制について

各クラスには専任教員による担任あるいはアカデミック・アドバイザーが置かれています。担任はみなさんが有意義な学生生活を送ることができるよう指導助言にあたっています。
 何か困ったことや悩みごとがある場合には、積極的にクラス担任やアカデミック・アドバイザーに相談してください。

相談内容（例）

- 学修に関すること
- 学生生活に関すること
- 進路に関すること
- 就職や進路等の推薦状の作成に関すること

オフィスアワーについて

オフィスアワーとは、教員が学生の授業科目等に関する質問・相談等に応じるための時間です。担任の教員やアカデミック・アドバイザーだけでなく、他学科の教員にも相談することができます。
 各学科・課程等の専任教員のオフィスアワーについては、manaba等でお知らせしますので、十分に活用してください。非常勤講師については、原則として授業前後の時間に教室や講師室、またはmanaba等で質問・相談をしてください。

各種届の方法

取扱窓口	届の種類	要　領	添付書類	所定用紙	保証人	本人
学生総合支援センター	欠席届	病気または事故により連續で1週間以上にわたり欠席した場合は届け出してください。 注) 登校できるようになって提出する場合は、1週間以内に提出してください。 欠席届は公欠扱いにはならず、授業は欠席扱いになります。 授業の欠席回数が授業回数の3分の1を超えると、試験の受験資格を失います。		あり☆	不要	自署
	治　療　証明書	学校保健安全法に基づく「学校感染症」(61ページ参照)に感染した場合は治療証明書を提出してください。 注) 医師の治療証明を受けてから登校をし、登校後、すぐに提出してください。 [詳細は学生総合支援センターに確認してください。]	なし	あり☆	不要	不要
	忌引届	一親等（父・母）及び配偶者の忌引きは7日間まで、二親等（祖父母、兄弟姉妹）、曾祖父母及び伯叔父母の忌引きは3日間まで、公欠扱いになります。忌引きの日数は死亡日又は葬儀日を含んだ連続の日数で、日曜・祝日及び移動日数も含みます。 ただし、法事は忌引きに含みません。		なし	あり☆	自署　自署
	改　姓　改名届	変更後1週間以内に届け出してください。 ※1) 改姓改名届を提出の際は、「戸籍記載事項証明書」または「戸籍抄本」を添付してください。	※1	あり	自署　自署	
	保証人変更届		なし	自署　押印	自署　押印	
	死亡届	一親等（父・母）が死亡した場合は、速やかに保証人連署のうえ届け出してください。	なし	あり	自署　自署	
	学　生　マスク変更届	学生及び保証人情報に下記変更がある場合は、速やかに届け出ください。 改姓名、住所、電話番号、通学経路、本籍地等 ※保証人（帰省先）の住所変更も必ず届け出してください。 ※通学経路変更により定期券を購入する場合は、学生証裏面シールをお渡ししますので、新住所記載の上、学生証のシールを貼り替えてください。	なし	あり	不要	自署
	海　外　渡航届	海外渡航する場合は、渡航する1週間前までに必ず届け出してください。 短期間の渡航であっても提出が必要です。	宿泊施設・滞在場所や旅行内容等の詳細がわかる旅程を添付。	あり	不要	自署

☆印のついている所定用紙はダウンロード可

J-TASから履修登録（Web履修）にログインして各種所定用紙をダウンロードしてください。（43ページ参照）

休学・復学・退学について

休学・復学・退学を希望する場合は、必ず担任（人間社会学部はアカデミック・アドバイザー）に相談してください。手続きには時間がかかることがありますので、早めに相談してください。

1. 休学

病気または事故によって、連続して3か月以上欠席するときは、事前に担任（アカデミック・アドバイザー）に相談のうえ、所定の「休学願」をもって休学を願い出ることができます。

提出書類：休学願（保証人連署・押印が必要）

- ※担任（アカデミック・アドバイザー）と面談後、用紙を配付します。
- ※傷病による場合は医師の診断書を添付してください。

提出先：学科

注意事項

- ・休学期間は通常して、大学は2年、短大は1年を超えることはできません。
- ・休学期間は学期を単位とし、前期もしくは後期の半年、または1年間とします。学期開始日より前に「休学願」が受理されないと、学期始めからの休学は認められません。
- ・学期の途中から休学する場合、願い出た日の翌月1日が休学開始日となりますが、学期開始日から休学開始日までの期間も休学期間とみなします。
- ・休学期間は修業年限に算入されないため、大学は4年（3年次編入者は2年）、短大は2年での卒業はできなくなります。
- ・休学期間中の授業料、実験実習費は免除されます。（教育充実費、施設設備費の納入は必要）
- ・学期の途中から休学した場合は、学期開始日から休学開始日前日までの学費は納入しなければなりません。
- ・休学許可された学期に履修登録した科目は削除されます。

2. 復学

休学している者が復学しようとするときは、事前に担任（アカデミック・アドバイザー）に相談のうえ、休学期間が終了する前に所定の「復学願」をもって復学を願い出してください。

復学日：各学期開始日（前期：4月1日、後期：9月21日）

提出書類：復学願（保証人連署・押印が必要）

- ※担任（アカデミック・アドバイザー）と面談後、用紙を配付します。
- ※傷病からの回復による場合は医師の診断書を添付してください。

提出先：学科

3. 退学

退学を希望するときは、事前に担任（アカデミック・アドバイザー）に相談のうえ、所定の「退学願」をもって願い出してください。

退学期日：原則各学期末日（前期：9月20日、後期：3月31日）

提出書類：①退学願（保証人連署・押印が必要）②学生証返却

- ※担任（アカデミック・アドバイザー）と面談後、用紙を配付します。

提出先：学科

注意事項

- ・退学期日より前に「退学願」が受理されなければなりません。
- ・退学を希望する日を含む学期の学費を納入済みでなければなりません。
- ・退学願が期日までに受理されなかった場合は、翌学期の学費の納入が必要となりますので注意してください。
- ・学期途中の退学が認められた場合、履修中の科目は削除されます。

※再入学（一度退学をした者が再度入学すること）は、退学後2年以内に限り選考のうえ許可されることがあります。

詳細は、履修要項「学籍について」を確認してください。

不明な点は学生総合支援センターまたは学科にお問い合わせください。

各種証明書・申請書の発行について

取扱窓口	証明書・申請書	手数料（円）	備考
学生総合支援センター	★在学証明書	300	・証明書自動発行機（パピルスマイト）で発行できるものは即時発行。
	★単位成績証明書	300	・申請書は購入後窓口に提出する。英文証明書、人物に関する証明書は、窓口申込日から約10日後、その他は2日後発行。専用封筒が必要なものは申請時に申し出ること。
	★単位成績取得見込証明書	300	・申請書は購入後窓口に提出する。英文証明書、人物に関する証明書は、窓口申込日から約10日後、その他は2日後発行。専用封筒が必要なものは申請時に申し出ること。
	※★卒業見込証明書	300	・申請書は購入後窓口に提出する。英文証明書、人物に関する証明書は、窓口申込日から約10日後、その他は2日後発行。専用封筒が必要なものは申請時に申し出ること。
	※☆卒業証明書	300	・申請書は購入後窓口に提出する。英文証明書、人物に関する証明書は、窓口申込日から約10日後、その他は2日後発行。専用封筒が必要なものは申請時に申し出ること。
	※◎申請書－資格取得（見込）証明書	300	・仮学生証は試験実施期間のみ発行可能。発行当日のみ有効。
	申請書－人物に関する証明書	300	・通学証明書は学生証で通学定期券を購入できない場合に発行するものです。(p.46参照)
	申請書－その他の証明書	300	・（学割証の発行の注意点）
	申請書－英文証明書	600	・有効期限があるので必要枚数のみ発行してください。
	申請書－学生生活ハンドブック（再発行）	500	・1枚で往復乗車券を購入できます。(p.47参照)
保健室	申請書－学生証（再発行）	2,000	・発行前に必ずキャリアサポート部に相談すること。
	仮学生証	300	
保健室	通学証明書	無料	・5月頃から発行可。掲示にて周知。自動発行できない時は保健室に相談すること。
	★学割証	無料	
保健室	申請書－学校推薦書	300	

※印は、卒業年次のみ発行。

★印は、証明書自動発行機（パピルスマイト）で即時発行。（発行する際は学生証が必要です。）

☆印は、3月発行。（詳細は1月頃お知らせします。）

◎印は司書、司書教諭、学芸員、教職、管理栄養士受験資格、栄養士、食品衛生監視員、食品衛生管理者、保育士の資格を「取得見込」の場合、または司書、学芸員、食品衛生監視員、食品衛生管理者の資格を「取得」の場合に発行されます。

証明書自動発行機稼動時間 月曜日～土曜日 8：45～16：45

（パピルスマイト）

設置場所 日野：事務センター 1階

渋谷：創立120周年記念館2階

【注意事項】

- ・長期休業中や行事等で稼動時間が変更になる場合があります。掲示やJ-TASをあわせて確認してください。
- ・申請書の窓口提出による証明書発行は、長期休業中および事務繁忙期はさらに日数を要する場合がありますので注意してください。
- ・原則、在学生の電話及び郵送での申し込み、保護者の代理購入はできません。

学費等納入について

本学に在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料その他の納付金を納入期限までに納めなければなりません。納入されない場合は、定期試験の受験資格を失うことがあります。また、学則により除籍されることもありますので注意してください。学費等の納入額・期限は次の表のとおりです。納入手続きは、本学指定銀行本・支店窓口振込の場合、送付の学費振込依頼書をご利用いただければ送金手数料は無料となります。ATM・インターネットバンキング利用の際は振込依頼書記載の**10桁の依頼人コード**に続けて**学生カナ名**を入力してお振込みください（手数料有料となります）。

【学費等納入額】2023年度入学者適用（大学）

所 属	納 期	学 費					委託徴収分	合 計
		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 費	実 驗 実 習 費	計		
文学部 国文学科 英文学科 美学美術史学科	前 期	240,000	385,000	160,000		785,000	33,010	818,010
	後 期		385,000	160,000		545,000	4,000	549,000
	合 計	240,000	770,000	320,000		1,330,000	37,010	1,367,010
生活科学部 食生活科学科 健康管理栄養士専攻	前 期	240,000	405,000	160,000	40,000	845,000	33,010	878,010
	後 期		405,000	160,000	40,000	605,000	4,000	609,000
	合 計	240,000	810,000	320,000	80,000	1,450,000	37,010	1,487,010
生活科学部 食生活科学科 食物科学専攻	前 期	240,000	395,000	160,000	30,000	825,000	33,010	858,010
	後 期		395,000	160,000	30,000	585,000	4,000	589,000
	合 計	240,000	790,000	320,000	60,000	1,410,000	37,010	1,447,010
生活科学部 食生活科学科 健康栄養士専攻	前 期	240,000	395,000	160,000	35,000	830,000	33,010	863,010
	後 期		395,000	160,000	35,000	590,000	4,000	594,000
	合 計	240,000	790,000	320,000	70,000	1,420,000	37,010	1,457,010
生活科学部 生活環境学科	前 期	240,000	395,000	160,000	20,000	815,000	33,010	848,010
	後 期		395,000	160,000	20,000	575,000	4,000	579,000
	合 計	240,000	790,000	320,000	40,000	1,390,000	37,010	1,427,010
生活科学部 幼児文化学科 幼稚保育専攻	前 期	240,000	405,000	160,000	20,000	825,000	33,010	858,010
	後 期		405,000	160,000	20,000	585,000	4,000	589,000
	合 計	240,000	810,000	320,000	40,000	1,410,000	37,010	1,447,010
生活科学部 生活文化学科 生活心理専攻 現代生活学科	前 期	240,000	395,000	160,000		795,000	33,010	828,010
	後 期		395,000	160,000		555,000	4,000	559,000
	合 計	240,000	790,000	320,000		1,350,000	37,010	1,387,010
人間社会学部 人間社会学科 現代社会学科	前 期	240,000	385,000	160,000		785,000	33,010	818,010
	後 期		385,000	160,000		545,000	4,000	549,000
	合 計	240,000	770,000	320,000		1,330,000	37,010	1,367,010

【学費等納入額】2023年度入学者適用（短期大学部）

所 属	納 期	学 費					委託徴収分	合 計
		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 費	実 驗 実 習 費	計		
日本語コミュニケーション学科 英語コミュニケーション学科	前 期	240,000	360,000	160,000		760,000	31,080	791,080
	後 期		360,000	160,000		520,000	4,000	524,000
	合 計	240,000	720,000	320,000		1,280,000	35,080	1,315,080

学費は、卒業年次まで同額です。ただし、経済変動等にともない改定することがあります。

入学金は、入学初年度のみ徴収します。

学友会費は、入学初年度の前期に入会金5,000円、年会費5,000円を徴収します。2年次以降は前期に5,000円を徴収します。

後援会費は、入学初年度の前期に入会金15,000円、前・後期に会費各4,000円を徴収します。2年次以降は、前・後期に各4,000円を徴収します。

学研災（学生教育研究災害傷害保険）・学研賠（学研災付帯賠償責任保険）は、原則として、入学初年度のみ徴収します。

学費等納入期限

	前 期	後 期
1 年次・編入 3 年次	入学手続時	10月末日
2 年次～ 4 年次	4 月末日	10月末日

※修学支援新制度採用者は別途期限をお知らせします。

学費振込依頼書の送付について

1年次・編入3年次：後期分振込用は9月中旬に保証人に送付します。

2年次以降：前期分振込用、後期分振込用、1年分一括振込用の3枚綴りを4月上旬に保証人に送付します。9月の後期分振込依頼書の送付はありませんので、前期分のみを振り込んだ場合、後期分の振込依頼書を紛失しないように保管してください。

学費の延納

経済的な事情等で納入期限までに授業料その他の納付金を納めることが困難な場合には、学生総合支援センターに相談してください。本学所定の「学納金延納願」を学生総合支援センターに提出し許可を受ければ、学費の納入期限を延長することができます。

また、奨学金等の相談も受け付けています。

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険

（詳細は別途入学時に配布したそれぞれのパンフレットを参照してください。）

本学の全学生は、教育研究活動中に生じた不慮の災害・事故への補償のために「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。また、教育研究活動中に生じた損害賠償を補償するために「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が起きた場合は、学生総合支援センターに直ちに申し出てください。

※なお、これらの保険は休学・卒業延期等で在籍期間が延びた場合は、1年毎に保険料が必要です。

学生教育研究災害傷害保険の保険金が支払われる場合（加入タイプ：B、通学特約有）

正課中、学校行事中、前記以外で学校施設内にいる間、学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間、通学中、学校施設等相互間の移動中。（事故のみ。病気は対象外）

事故等の内容によっては対象にならない場合があります。

※LINE登録をしましょう。事故が起きたとき、LINEより請求手続きができます。



東京海上日動火災保険
「SkettBook」

学研災付帯賠償責任保険の保険金が支払われる場合（加入コース：A）

正課、学校行事、課外活動およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

事故等の内容によっては対象にならない場合があります。

学生総合保障制度（任意加入）

入学時に送付した資料を参照してください。

奨学金制度

近年、奨学金は非常に身近なものになってきており、多くの学生が学生生活充実のために奨学金制度を活用しています。※各奨学金の詳細は、本学ホームページを確認してください。

1. 学内奨学金

本学独自の奨学金です。成績優秀者に対する学業奨励金のほか、経済支援型奨学金と課外活動・留学に対する奨励型奨学金があります。

※貸与奨学金は、卒業後所定の方法で返還するものです。



本学ホームページ

【経済的支援を対象とした奨学金】

	種類	金額(1回)	期間	人数	対象	出願	返還
給付	教職員 奨学金	半期学費 相当額	半期	前期・後期 若干名	全学年	前期 後期	なし
		※主たる生計維持者の経済事情が急変したことにより学納金が納期内に納入できなくなったものの、勉学意欲の強い者を支援する奨学金です。(大学院生は除く。) ※入学以前の家計急変では遡ることができません。					
常磐松奨学金 (創立120周年記念奨学金)	半期学費 相当額	半期	前期5名・後期7名	全学年	前期 後期	なし	
		※経済的困窮度が高く学納金が納期内に納入できなかったものの、本学で修学継続の意志が強固であると認められる学生に給付する奨学金です。 ※在校中1回限りの支給となります。 ※1年生は後期以降に申請できます。					
貸与	応急特別 奨学金 (無利子)	後期学納金 相当額	後期	後援会の 定める人数	卒業 年次生	後期	5年 以内
		※就職が内定している卒業年次にある学生で、成業の見込みはあるが家計の急変または天災により、卒業までの後期期間の修学が困難と認められる者に対し、本学後援会が学資金を貸与する制度です。 日本学生支援機構奨学金、学内奨学金を受けていても事情により併用することができます。(大学院生は除く。)					

【その他奨学金】

- ◇学祖下田歌子奨学金◇
- ◇羽山昇・昭子奨学金◇
- ◇佐久間繁子ファーストイエースカラシップ◇
- ◇大規模災害被災学生・生徒支援金◇
- ◇実践チャレンジ奨励金◇
- ◇実践女子学園下田歌子奨学金(創立120周年記念奨学金)◇
- ◇短期大学部留学生奨学金(創立120周年記念奨学金)◇
- ◇JISSEN Student's Reflection Award◇

2. 高等教育の修学支援新制度

本学は「高等教育の修学支援新制度」の対象校として認定を受けています。この制度では、日本学生支援機構の「給付奨学金(3.日本学生支援機構)」と、国が行う「授業料等減免」のあわせて二つの支援を同時に受けることができます。希望者は、日本学生支援機構奨学金(給付)を必ず申請してください。制度の詳細については、文部科学省ホームページで確認してください。



文部科学省

3. 日本学生支援機構(貸与奨学金・給付奨学金)

日本学生支援機構から貸与・給付される奨学金です。希望者は、募集説明会(4月実施)に出席してください。申請には、資格・基準等の条件があります。事前に日本学生支援機構ホームページで確認してください。

*高校等で予約採用候補者となっている1年生は、「大学等奨学生採用候補者決定通知」を持参し、予約採用候補者対象の説明会(4月上旬実施)に出席してください。



日本学生支援機構

種別	種類	貸与月額	*以下より選択	期間	募集時期
貸与 (返還必要)	第一種 (無利子)	大学 自宅	2万、3万、4万、5、4万	採用年月から 卒業までの 最短修業年限	4月/ 9月(予定)
		自宅外	2万、3万、4万、5万、6、4万		
	短大 自宅外	2万、3万、4万、5万、6万	*最高月額:申込時の家計収入により選択可否が決定。 *高等教育の修学支援新制度による支援を受ける場合は、貸与月額が調整されます。		
緊急 (無利子) 応急 (有利子)	第二種 (有利子)	2～12万円の中から1万円単位で選択			
		生計維持者の失職・破産・事故・病気・死亡又は災害等により家計が急変した場合、隨時申込むことができます。(ただし、事由発生から12か月以内) 希望者は、学生総合支援センターにご相談ください。			

種別	支援区分	給付月額		期間	募集時期
		自宅	自宅外		
給付 (原則、 返還不要)	大学 ・ 短大	第Ⅰ区分	38,300円(42,500円)	75,800円	採用年月から 卒業までの 最短修業年限
		第Ⅱ区分	25,600円(28,400円)	50,600円	
	第Ⅲ区分	12,800円(14,200円)	25,300円		
	家計急変	生計維持者の死亡や事故、病気等の事由で家計が急変した場合、隨時申込むことができます。(ただし、事由発生から3か月以内) 事由発生後、速やかに学生総合支援センターにご相談ください。			

4. 地方公共団体・民間団体が設置している奨学金

以下は2022年度までに募集があった奨学団体の一例です。募集期間は4月～5月に集中しており、金額、貸与・給付期間、出願資格などの条件が各々異なります。採用人数も少数です。

あしなが育英会	交通遺児育英会	守谷育英会	福島県奨学資金
新潟市奨学金	キーエンス財団	上越学生寮奨学金	川崎市大学奨学金

◇実践桜会奨学金◇

本学同窓会組織である実践桜会による奨学金です。詳細は実践桜会ホームページを確認してください。

カルト宗教等の勧誘について

- 普通のスポーツサークルや音楽イベント等と思って参加したところ、徐々に信仰の話や、合宿に行って〇〇について学ぶ、などの話が出てきて、宗教団体の活動だった。
- 「この辺りで食事ができる所がありますか?」「サークルは何?」「高校時代の部活動は?」等、普通の会話からはじまり、電話番号やLINEのID等を伝えてしまったところ、しつこい連絡(勧誘)が始まつた。
- TwitterやInstagram等でフォローしてきて、大学の正式な団体と思ってやり取りしていたら、宗教団体だった。

この様に、社会問題化しているカルト宗教の関係団体と思われる団体等の活動が行われているようなので注意してください。不審に思ったら、例え学内のことであっても、気軽に個人情報を漏らさないように注意して、きっぱりと断る様にしてください。また、学生総合支援センターに報告してください。

SNS利用の注意

- SNSは気軽に利用できる有効な情報ツールですが、利用の際はプライバシーの設定、公開範囲の設定等を確認してください。
- スマートフォン等で撮影した写真をそのまま投稿すると、住所等が特定される可能性があるので、位置情報の有無や写真背景等に注意してください。
- 個人や場所が特定できる写真や情報を公開すると友人等を危険にさらしたり、所属する組織を傷つけたりすることになり、自身の行為が罪に問われることもあります。
- 他人のアカウントを使ってログインする「なりすまし」行為にも注意し、自分のアカウント、IDやパスワードを他人に知られないよう注意してください。
- クレジットカード情報やパスワードの入力により不正請求等の被害に遭わないよう注意してください。
- SNSで知り合った人とむやみに会わないようにしましょう。マルチ商法や犯罪に巻きこまれるおそれがあります。
- SNS上の画像を無断で使用することは盗用・著作権違反にあたりますので、ご注意下さい。

本学ホームページ、情報センター発行「情報システム利用ガイド」に詳しく記載されていますので参考してください。

障がいのある学生へのサポート

本学では、さまざまな人が学んでいます。障がいのある学生も大学生活を快適に過ごせるようサポートしています。困ったことがあればいつでも学生総合支援センター、保健室、学生相談室に相談してください。

障がいのある学生には、サポートが必要な場合があります。困っている様子を察した時は、「手伝いましょうか」と声をかけ、どのような介助が必要か聞きましょう。困っている人への手助けをする行為が、障がいのある学生の学生活を支え、気持ちのよい環境を作ることになります。

障がいのある学生の中には、多くの友人に支えられ学生生活を過ごしている人もいますが、障がいの内容によっては、理解が得られず悩んでいる人もいます。一人ひとりが同じ大学で学ぶ仲間として、ともに歩み、ともに学ぶという関係を築いていくことが望されます。

具体的には、有償で学習面での支援を行うサポーターを募集する場合があります。詳しくは、学生総合支援センターにお尋ねください。

成年年齢の引き下げについて

2022年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなりました。
成年になると保護者の同意なく、一人で契約ができるようになります。

<成年になると親の同意なく一人でできること>

- クレジットカードを作ることができる
- ローンを組むことができる
- 携帯電話を契約することができる
- 一人暮らしの部屋を借りることができます

色々なことが一人でできるようになる一方、悪質な内容やしつこい勧誘で契約をしてしまった場合でも、成年の場合は本人に責任が発生します。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、社会経験に乏しい皆さんを狙い打ちにする悪質な業者もいます。

自分で契約をする場合はよく内容を確認しましょう。また、勧誘された場合に不要だったりおかしいと思うような時ははっきりと断りましょう。

「おいしい話」や「儲かる話」はありません！マルチ商法にも注意しましょう。

もし無理やり契約させられたり、ローンを組まされてしまった等のトラブルに巻き込まれた場合は、相談窓口として、「消費者ホットライン」が設置されています。困った時にはすぐに相談することが大事です。

◎悪質商法、クーリング・オフ等の相談は消費者ホットライン「188（いやや！）」に早めに相談を！

◎クーリング・オフには一定の期間があります。また、クーリング・オフができないものもあります。詳しくは、下記のURLを参照してください。(p.137も参照してください。)

国民生活センター「クーリング・オフ」

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html

【注意！】 • 飲酒、喫煙、競馬、競輪等の公営競技については今までと変わらず20歳からです。

• 女性の結婚可能年齢は16歳から18歳に引き上げとなりました。

アルバイト紹介

アルバイトを選ぶにあたって

最近では、インターネットの求人情報サイトやアルバイト情報誌などで求人情報が手軽に入手できます。しかし、学生にふさわしい仕事であるか、危険な労働をともなうものでないか等も十分に考慮し、好条件だけに惹かれて安易に選択しないようにしましょう。

求人誌、街頭勧誘、チラシ等によるアルバイトの中には、マルチ商法的なものや、働きに来た人に対して押し売りまぎれに何かを売りつけるものもありますので、条件の良すぎるもの、歩合給のものなどには、特に注意してください。また、一定期間の講習を有料で受講しなければアルバイトができるインストラクター等の仕事は、受講料を取ることが目的の場合もありますので、雇用条件をよく確認してください。重要な情報は紙面でもらって保管しておきましょう。

学生生活の一端にアルバイトを、という学生は多いと思います。しかし、あくまでも学生ということを忘れずに！

アルバイト紹介

求人情報は、学生アルバイト情報ネットワーク事務局の求人情報提供サイト「実践女子大学・実践女子大学短期大学部アルバイト紹介システム（バイトネット）」をご覧ください。

URL : <https://www.aines.net/jissen>



「実践女子大学・実践女子大学短期大学部アルバイト紹介システム（バイトネット）」とは、実践女子大学・実践女子大学短期大学部の業務委託先である財団法人学生サポートセンターが指導するナジック・アイ・サポートが運営する学生アルバイト情報ネットワークです。

●気をつけよう！こんなアルバイト●

危険を伴うもの…危険物の取り扱い、自動車等の運転など
人体に有害・人命に関わるもの…騒音の著しい中の作業、ベビーシッター、水泳の指導員など
法令に違反するもの…マルチ・ネズミ講商法に関するもの
教育的に好ましくないもの…風俗営業、夜間勤務、訪問販売、チラシ配りなど
労働条件が不明確なもの…賃金、時間、労働場所・内容が明示されていないもの。人材派遣など。
※ここに挙げたのは一例です。自分の目でしっかり確認し、自分に合ったアルバイトを選びましょう。
厚生労働省
労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



キャリア支援（就職・進学支援等）

キャリアサポート部では、就職や進学など卒業後の進路についての支援を行っています。
各種資料の閲覧、進路に関する相談することができます。
<キャリアサポート部／資料コーナー・キャリア資料室 利用可能時間>
キャリアサポート部 月曜日～土曜日 8：45～17：00（土曜日11：30～12：20を除く）
日野：資料コーナー／渋谷：キャリア資料室 月曜日～土曜日 8：45～17：00

求人検索 NAVI

本学に届いた求人票やインターンシップ情報の検索、閲覧が可能です。
また学校推薦求人やイベント、編入学（推薦型）申込み、個人面談（対面・オンライン）予約等も受け付けています。
<求人検索NAVI> <https://www2.kyujin-navi.com/gakugai/00117>



キャリプラ！

就職活動やインターンシップ参加に有益な情報を提供する本学専用アプリです。就職準備に役立つ各種コンテンツや就職支援行事の予定、大学からのお知らせなどが届きます。
iOSの方はAppStoreから、Androidの方はGooglePlayからインストールできます。「実践女子大学」もしくは「キャリプラ！」で検索してください。

manaba

学習支援システムのmanabaに就職支援情報を掲載しています。
就職活動に関する情報収集にご活用ください。
<manaba> <https://manaba.jissen.ac.jp/ct/login>



障がい者雇用枠の就職支援

障がい者雇用枠での就職を希望する方に求人や外部支援機関のご紹介を行っています。
詳細についてはキャリアサポート部にお問合せください。

卒業生向けキャリア支援

卒業後も、ご希望の方にキャリア支援（就職支援）を行っており、求人検索NAVIの利用や個人面談利用が可能です。お申し込みは、以下、本学ホームページよりご確認ください。

<卒業生向けキャリア支援>

<https://www.jissen.ac.jp/career/graduate/index.html>



ハラスメントの防止

快適な教育・研究環境を

本学は、学生・教職員が、それぞれの人格を尊重し合い、ハラスメント（個人の権利の侵害）がない品格のある快適な教育・研究環境を維持するよう努めています。

□セクシュアル・ハラスメントとは？

セクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反し、相手に不利益や不快感を与える性的な言動を行ったり、性的な噂を流したりすることで、精神的・身体的損害を与えることをいいます。

□アカデミック・ハラスメントとは？

アカデミック・ハラスメントは、教育研究上において指導的・優越的な立場にある者が、その指導を受ける者の学習や研究を著しく阻害したり、精神的・身体的損害を与えたりすることをいいます。

□パワー・ハラスメントとは？

パワー・ハラスメントは、優越的な立場にある者が、その権力や地位を利用して、他の構成員の人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的損害を与えることをいいます。主には職場のハラスメントですが、学生の場合、先輩・後輩の間などで生じることがあります。

以上のようなハラスメントを受けたと思ったら

ハラスメントは、人間軽視の表れであり、個人の権利を侵害する行為です。一人で悩まないで次の行動をおこしましょう。

- ・不快であることを相手に言葉ではっきり意思表示しましょう。
- ・自分を責めたり、我慢したりせず、相談窓口に申し出ましょう。
- ・被害の状況を記録しましょう。

—相談窓口—



*メールには、件名、氏名、学生の場合は学籍番号を記入してください。

ただし、差し支えがある場合は匿名でも構いません。

*送られたメールは、次の4名に送られます。

ハラスメント防止委員会委員長、副委員長

総務部長、総務部総務課長

*メールが届いた場合、相談内容や相談者の意向を尊重しながら、必要な措置を取ります。

*個人メールアドレスから送信し、1週間以上経っても返信がない場合は、実践Gmailを使用し再送してください。

住まいの紹介

実践女子大学・実践女子大学短期大学部学生会館

本学では、株式会社共立メンテナンスの運営する以下2物件を学生会館としています。

寮長・寮母常駐で完全個室、食事付きで、快適な住まいを提供し学生生活をさらに充実させるよう配慮されています。

日野キャンパス向け物件「ドーミー立川北」

渋谷キャンパス向け物件「ドーミー調布」

詳細は株式会社共立メンテナンス(0120-88-1030)へお問合せください。

「提携業者」のご案内

実践女子大学・実践女子大学短期大学部では、学生の皆さんのが安心して住むことのできる物件を紹介するために、以下3社と業務提携契約を結んでいます。

管理人常駐の学生会館や防犯設備の整った学生専用マンションなど多くの物件を紹介してもらっています。

株共立メンテナンス

株学生情報センター

株毎日コムネット

住まいに関する詳細は右記QRコードから、

本学ホームページよりご覧ください。



☆特典☆

- 実践女子大学・実践女子大学短期大学部の在学生については、仲介手数料50%オフ～最大無料でご案内します。
- オートロック設備や24時間サポート体制の整った物件の紹介など安心して住める物件を紹介しています。
- 実践女子大学・実践女子大学短期大学部推薦物件や、専用の学生マンションも取り扱っています。

一人暮らしをお考えの方は、是非本学提携業者にご相談ください。

□契約にあたって

入居を決定する際には、後日トラブルが生じないように詳細な点まで確認のうえ契約してください。(住居、料金、環境などいろいろな問題があります。賃貸料が安いからというだけで決めないように!) 賃貸契約に関して大学・短期大学部は一切関与しないので、自分の責任で行ってください。賃貸契約等についてトラブルが生じた場合には、業者へ直接お問合せください。

□ワンポイントアドバイス ~自己管理をしっかりしましょう~

一人暮らしはどうしても不規則になりがち。特に睡眠が不規則になると、疲労の原因となります。規則正しい生活をするように心がけましょう。食生活への心配りも忘れずに!

一人暮らしの住まい様式は様々でも、共同生活には変わりありません。お互いに迷惑をかけないようにマナーを守りましょう。

保健室（日野：本館1階、渋谷：3階）

有意義な学生生活を送るには、心身両面の健康が大切であり、保健室では以下のよう業務を通して、皆様の学生生活を健康面からサポートしています。気軽に利用してください。

保健室開室時間（月～土 8：45～17：00）

1. 定期健康診断

毎年4月上旬に、全学生を対象に健康診断を実施しています。健康診断により、自分自身の健康状態を知り、健康管理をしましょう。また、健康診断の結果、必要な場合には、再検査や保健指導、学校医面談などを行っています。

2. 健康診断証明書

証明書自動発行機（パピルスマート）により発行することができます。

奨学金申請、就職、各種実習、進学などで必要になります。定期健康診断がすべての検査（再検査を含む）を終了している場合のみ発行可能です。発行できない場合は、保健室までご相談ください。

3. 健康相談

心身の健康に関して不安や悩みがあるときには保健室を利用してください。必要に応じて、学校医による相談、学生相談室、病院の紹介なども行っています。

4. 健康管理

あなた自身で行う健康管理をサポートします。身長・体重・血圧・視力・ヘモグロビン推定値測定やアルコールパッヂテストを随時行っています。

5. 応急処置

学内で体調が悪くなったり、怪我をしたりした場合は応急処置を行っています。ただし、応急処置以外の継続処置は行いません。薬を常用している人は各自で持参してください。また、専門医師の診察が必要な場合は、近隣医療機関を紹介します。

手続きが必要な学校感染症について

①本学では、「学校保健安全法」に基づき、学校感染症に学生が感染した場合、出席停止にしています。

②学校感染症に感染あるいは感染の疑いが生じた場合は登校せずに、速やかに保健室まで電話連絡をしてください。

③登校には医師の治癒証明書（49ページ参照）（登校許可書でも可）が必要です。（インフルエンザの場合は処方された薬の説明書でも可）

学校感染症名

1種	エボラ出血熱・ジフテリア等 インフルエンザ（新型除く） 麻疹（はしか） 風疹 咽頭結膜炎（ブルー熱） 結膜炎	百日咳 流行性耳下腺炎（おたふく風邪） 水痘（水ぼうそう） 結核
2種		
3種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、バラチフス、 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	

※詳しくは履修要項を参照してください。

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザについては、大学ホームページを参照してください。

学生相談室

学生相談室では、皆さん心のケアのお手伝いをしています。相談はどのような些細な事でもかまいません。相談内容などの秘密は厳守されますので安心して利用してください。

1. 学生相談

学生相談室では、親身に学生と話し合い、問題解決の方向を見つけたり、助言をしたり、場合によっては専門家・専門機関または適切な学内窓口を紹介します。
一人で来室しにくいときは、ご家族や友人と一緒にお越しいただくこともできます。

2. メンタルヘルス相談

毎月1回、精神科医師によるメンタルヘルス相談（無料）を実施しています。
利用方法詳細は、学生相談室掲示板を確認するか学生相談室にお問合せください。

3. ワークショップ

メンタルヘルス予防強化の観点から、セルフケア力を高めるストレスコントロール、心理テスト体験、アロマテラピーなどのワークショップを開催しています。
※新型コロナウイルス感染予防対策等のため開催できない場合もありますのでご了承ください。

今までに多かった相談例

授業を休みがち (学業)	人間関係（家族、友人、恋愛等）のこと 自分の性格のこと 大学にうまく馴染めない (適応)
何となく憂うつ、やる気が出ない (生活) 眠れない・起きられない・集中できない 食事をとりたくない、またはとりすぎる	やりたいことがわからない 進路について悩んでいる 将来のことが不安 (進路)

相談したいとき　※匿名の相談はお受けできません

皆さんの大切な時間を確保し、一人ひとり丁寧に対応するために、原則は予約をとっていただくとスムーズです。カウンセラー不在のときはインタークーラーが簡単にお話をうかがい、カウンセラーとの相談予約をお取りします。

開室日時

日野キャンパス・渋谷キャンパスともに 月曜日～金曜日 10：30～17：30

- 土日、授業のない祝日は閉室。
- 長期休暇中は不定期開室。学生相談室掲示板やメールで開室日をご確認ください。
- 入試、自然災害等で休校の場合は学生相談室も閉室です。

予約・お問合せ先

日野キャンパス 香雪記念館1階105 TEL: 042-585-8827

渋谷キャンパス 創立120周年記念館2階205 TEL: 03-6450-6827

日野キャンパス・渋谷キャンパス共通 E-mail: soudan@jissen.ac.jp

※メールには、用件（相談、ワークショップ希望等）、学籍番号・氏名を必ずご記入ください。

※メール不達防止のため、できるだけ実践Gmailでメールをしてください。

※閉室日は、予約調整やお問合せ等、メール返信はできませんのでご了承ください。

図書館

図書館は、日野キャンパスと渋谷キャンパスのそれぞれにあり、両方の図書館を自由に利用することができます。日野・渋谷で合わせて図書・雑誌・視聴覚資料・電子ブック・電子ジャーナル等（約70万点）の資料があり、データベースも充実しています。図書館を大いに活用し、充実した学生生活を送ってほしいと願っています。わからることは、遠慮なくおたずねください。また、1年次に全員に配付している冊子「Library Navi」もご活用ください。

※ホームページやJ-TAS、掲示で様々な情報をお知らせしています。
<http://www.jissen.ac.jp/library/>

1. 利用時間（日野・渋谷共通）

	開館	コピー受付
月～金	8：30～19：30	8：30～19：15
土	8：30～17：00	8：30～16：45

※長期休暇中は開館時間が変更することがあります。

※試験期等は開館時間を延長することがあります。

2. 休館日

①日曜・祝日・本学において定めた日

②春・夏・冬期休業中の一定期間

※ホームページの開館カレンダーを確認してください。

3. 資料の貸出（学生証の提示が必要）

	冊数	期間
図書	無制限	2週間
指定図書	3冊	3日間
雑誌	3冊	1週間
視聴覚資料	6点	1週間

※日野・渋谷どちらの資料も利用できます。

※「禁帯出」シールの貼っている資料、雑誌の最新号、紀要は貸出できません。

※大学院生の図書貸出期間は30日間です。

4. 日野↔渋谷間取り寄せサービス

平日1日1便「日野↔渋谷」間の運行便があります。他キャンパスの資料を取り寄せることができます。長期休暇中は運行便が変更になります。また、祝日授業日は運行便がないため、翌日以降のお渡しとなります。余裕をもってお申込みください。

5. 蔵書の検索

図書館の蔵書はインターネットを使って調べることができます。

上記アドレスにアクセスしてください。

6. 利用に際して

①学生証は必ず携帯してください。日野キャンパス図書館では入退館ゲートを通るために学生証が必要です。

②持ち物は、各自の責任で保管してください。館内移動の際、貴重品は必ず携帯してください。

③館内は、飲食禁止です。

④館内での携帯電話等での通話は禁止です。

⑤その他、お知らせや変更はその都度掲示します。

7. 図書館利用ガイド

図書館見学ツアーをはじめとする各種のガイドを行っています。

詳細はホームページやJ-TAS、掲示でお知らせします。



図書館ホームページ

向田邦子文庫展示室（渋谷キャンパス）

渋谷キャンパス120周年記念館1階プラザにあります。

本学卒業生で直木賞作家の向田邦子氏（1929年～1981年）の旧蔵書や自筆原稿のほか、机、椅子、万年筆などの遺品を展示しています。

開室時間 平日 9：00～17：00

休室日 日曜、祝日、休校日等（詳しくは開室カレンダーを確認ください。）

向田邦子文庫に関する問い合わせは、図書館までお願いします。

香雪記念資料館（渋谷キャンパス）

香雪記念資料館は、渋谷キャンパス1階の奥にあります。

学内の方だけでなく、一般のお客様向けにも無料で公開しており、どなたでも自由にご観覧いただける施設です^(*)。ぜひ授業の空き時間などに、お気軽にご来館ください。

○ご利用案内 〈開館日〉月～金曜日 〈開館時間〉10：30～17：00

※展覧会によって開館日・開館時間を変更する場合がありますので、

当館ホームページの最新情報をご確認ください。

香雪記念資料館ホームページ

<https://www.jissen.ac.jp/kosetsu/>

(*) 一般の方には大学校舎入口に向かって右手の警備室にて、ご記名の上でご入館いただけます。



PC ラウンジ（日野：本館1階、渋谷：3階）

日野PCラウンジには、Windowsパソコンが約60台、Macパソコンが3台あり、渋谷PCラウンジには、Windowsパソコンが約100台あります。大学生・短大生・大学院生が自由に利用できます。

利用に際しての注意事項は情報センターWebサイトと『情報システム利用ガイド』、またはPCラウンジ内の掲示を確認してください。

1. 利用時間（日野・渋谷共通）

図書館の利用時間・休館日に準じます。

ノートPC貸出時間 開館～閉館30分前

2. 利用資格

ユーザID・パスワードを配付された実践女子大学・実践女子大学短期大学部の在学生・大学院生

3. トラブルが生じたとき

コンピュータをそのままの状態にして、速やかにカウンター係員にお知らせください。

4. 主に利用できるアプリケーション

Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint、Access)

インターネットブラウザ

その他

5. 印刷

各キャンパスにカラープリンタ、モノクロプリンタが設置されています。PCラウンジ・PC演習室の所定のパソコンおよび、持込パソコンを使って印刷が可能です。

※利用可能な用紙サイズはA4、B4、A3です。

※本学では印刷ポイント制を導入しています。

※持込パソコンの印刷設定についてはJ-TASライブラリをご覧ください。

【印刷ポイント】

年間ポイント	毎年500ポイント付与されます。 ※前年度の残ポイントは、翌年度に繰り越しされます。	
ポイント有効期限	在学期間中	
消費ポイント	モノクロプリント	1枚：1ポイント
	カラープリント	1枚：5ポイント
ポイント超過時	100ポイント単位で購入 (100ポイント：¥500)	

6. 情報システムのパスワード変更について

学内情報システムのパスワードは不正利用防止のため定期的に変更してください。

※パスワードの有効期限は、変更後から1年間です。

※詳しくは情報センターWebサイト内「ユーザIDとパスワード」をご確認ください。

その他

①各キャンパスには、Wi-Fiのアクセスポイントが配置されています。Wi-Fiの利用については情報システム利用ガイド、もしくは情報センターWebサイトを参照してください。

②「実践Gmail（Webメールシステム）」は、学外のパソコンやスマートフォンでも利用可能です。

③PCラウンジ、PC演習室での飲食は禁止です。

また、PCラウンジでの大きな声での会話は周りの迷惑になりますのでやめましょう。

※不明な点がありましたら、日野・本館1階図書館内PCラウンジカウンターもしくは渋谷・3階図書館内PCラウンジカウンターまでお問合せください。

情報センターWebサイト

<https://www.jissen.ac.jp/joho/>

言語文化教育研究センター（CLEIP）／国際交流推進課

言語文化教育研究センターは、皆さんの異文化理解、留学、語学力の強化、国際感覚を養うことをサポートする目的で設置されています。言語文化教育研究センターの各種事務取扱い窓口は国際交流推進課となりますので、外国の文化、言語や留学に興味のある学生は、是非一度、国際交流推進課に足を運んでみてください。

【渋谷キャンパス】3階アカデミックステーション 国際交流推進部 国際交流推進課

月～金 8：45～17：00

【日野キャンパス】事務センター1階 国際交流推進部 国際交流推進課

月～金 8：45～17：00

取扱内容

<言語教育>

Integrated English、外国語教育科目
日本語（留学生特設科目）

<語学学習の支援>

学習相談、多読図書、ネイティブ教員とのランチタイムイングリッシュ、カフェクラッヂ（外国语会話）、TOEIC-IPテスト、オンライン英会話、「毎日学べる英会話」講座

<留学説明会> ~ 語学研修・交換留学に関する説明会

年数回実施（詳細はJ-TAS、J-TAS・Myコミュニティ、掲示板を確認のこと）

<海外語学研修>

・夏期語学研修【大・短共通】

研修先：アメリカ（ワシントン大学）、カナダ（フレーザーバレー大学）、イギリス（サセクス大学）、中国（北京大学）、韓国（檀国大学）、ドイツ（フライブルク大学）、フランス（西部トロイック大学）

・春期語学研修【大・短共通】

研修先：アメリカ（サンディエゴ州立大学）、マレーシア（トゥンク・アブドゥル・ラーマン大学）、ドイツ（フライブルク大学）、フランス（西部カトリック大学）、オーストラリア（ディーキン大学）

<交換留学> ~ 本学から交換協定校への留学・留学生の受け入れ

説明会の実施、留学相談

交換協定校：【大学】カナダ（フレーザーバレー大学）、オランダ（オランダ国立南大学）、韓国（檀国大学）、中国（中国伝媒大学）、台湾（銘傳大学）、マレーシア（トゥンク・アブドゥル・ラーマン大学）

【短大】韓国（敬仁女子大学）

<派遣留学> ~ 本学から協定校への留学

説明会の実施、留学相談

協定校：【大学】アメリカ（サンディエゴ州立大学）、イギリス（サセクス大学）

【短大】オーストラリア（ピクトリア大学、サンシャインコースト大学）、ハワイ（カビオラニ・コミュニティーカレッジ、リーワード・コミュニティーカレッジ）、マレーシア（アジアパシフィック大学）

<ボランティア研修> ~ 本学から協定教育機関に日本語教育サポートとして派遣（インターンシップ）

協定先：【大学】アメリカ（サウスアカデミー オブ インターナショナル ランゲージ）

<文化研修>

【短大】韓国（敬仁女子大学）

<その他>

海外渡航に関する危機管理講習会

<留学生との交流> ~ 交換協定校からの受け入れ留学生と交流

国際交流学生ボランティア

日本語会話パートナー、ホストファミリー

留学生発表会、日本文化研修、留学生歓送迎会

国際交流会館ユニットリーダー

短期受入プログラム（日本体験プログラム）、オンライン交流会「英語で／日本語で話そう！」

※詳細については、留学ガイドブック、各種パンフレット、学内掲示等をご覧ください。

※J-TASのMyコミュニティ「留学・国際交流」にご参加ください。

※国際交流推進課 お問合せ先 cleip@jissen.ac.jp

生涯学習センター

生涯学習センター事務室は日野キャンパスの香雪記念館1階にあります。在学生の皆さんのための資格講座のほか、キャリアアップを目指す方々や、生涯にわたり学ぶことを楽しむ方々に向けた多岐にわたる講座を日野・渋谷の両キャンパスで開設しています。

資格講座・スキルアップ講座

公務員講座、日商簿記検定、MOS検定、日本マナー・プロトコール検定など、就職やスキルアップに役立つ多様な講座を開設しています。詳細は、ホームページをご覧ください。

講座に関する相談・質問は、当センター事務室で承っています。お気軽にお問合せください。

受講料について

在学生は、お得な特別価格や割引価格で受講できます。卒業後は、卒業生割引制度等があります。また、在学生保護者および卒業生保護者も、登録料免除や一般講座の割引対象となります。

申込について

ホームページ、FAX、郵送または当センター事務室窓口で申込ができます。申込時には、学籍番号が必要です。

申込締切と定員について

すべての講座が先着順となりますので、定員になり次第、受付を締め切ります。

講座申込者数が最少開講人数に満たなかった場合は、講座が中止となることもあります。その場合、開講の約1週間前にお知らせします。

Tel : 042-589-1212（月～金 9:00～17:00）

Fax : 042-589-1211

URL : <https://www.syogai.jissen.ac.jp/>

休館日：日・祝

食堂、学内ショップ

学生食堂

日野	食堂・物販コーナー（桜ホール1階）	【食堂】平日 11:00～14:00 【物販】平日 10:30～15:30
	物販コーナーでは、コーヒー、焼きたてパン等を用意しています。	
渋谷	カフェテリア（9階食堂）	平日 11:00～14:00
	カフェコーナー（カフェテリア内）	平日 10:30～15:30

日替りランチ、各種メニューの他、お弁当、焼きたてパン、カフェドリンク等を用意しています。

学内ショップ

日野	丸善キャンパスショップ (売店・書店) (第4館1階)	平日 10:00~15:00
食品、生活雑貨、学園オリジナルグッズの販売。 他、教科書、雑誌・書籍、文房具は、10%引きで購入できます。		
藤本写真店 (第4館1階) 直通電話 (042) 583-5324	平日 9:30~16:00 土曜 9:30~13:00	
証明写真の撮影、フィルムの現像の他、アルバム雑貨等の販売。		
スピード写真 (桜ホール2階)	平日 9:30~18:00	
渋谷	丸善キャンパスショップ (コンビニ・書店) (9階)	平日 8:30~18:30 土曜 8:30~15:00
食品、生活雑貨、学園オリジナルグッズの販売。 他、教科書、雑誌・書籍、文房具は、10%引きで購入できます。		

原則、長期休業中は、上記食堂・ショップ共に営業しておりません。(詳細は学内掲示参照)

学生ラウンジ・ホール

授業の空き時間や昼休み時間に友達との談話、自由勉強の場として気軽に利用してください。

日野キャンパス：本館2階、第3館2階、第4館1階・2階、第1館1階 等

渋谷キャンパス：1階・4~10階 等

体育施設の個人利用（日野キャンパス）

授業や課外活動で使用していない場合、本学の学生に限り、個人利用できます。利用については、学生総合支援センターの掲示板を確認してください。

○テニスコート

- 利用時間：月曜日～土曜日 9:00～16:30 (ただし、6～8月のみ 9:00～18:15)
*日曜・祝日の利用はできません。
- 申込先：日野キャンパス学生総合支援センター (当日受付のみ)
*テニスコートは、必ずテニスシューズ使用すること。

【注意】利用当日に使用の可否をテニスコート入口の看板で確認したうえで、日野キャンパス学生総合支援センターに申し込んでください。

○第6館1階 (612、613、614)

- 利用時間：月曜日～土曜日 9:00～20:30
日曜・祝日・長期休業中 9:00～17:00
- 申込先：日野キャンパス学生総合支援センター (当日受付のみ)

○第6館2階 621教室

- 利用時間：月曜日～金曜日 9:00～16:30
土曜日 9:00～13:00
- 申込先：日野キャンパス学生総合支援センター (当日受付のみ)
*第6館2階は、必ず室内履き使用のこと。

【注意】利用当日に日野キャンパス学生総合支援センターにて借用状況を確認してください。
空きがあれば申し込み可能です。

○体育館2階201室 (トレーニングルーム)

- 利用時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
*土曜・日曜・祝日は閉室
- 申込先：トレーニングルーム入口にある「受付簿」に氏名等を記入。
*必ず室内履き使用のこと。運動にふさわしい服装 (Tシャツ・ジャージ等) を着用のこと。

運動用具の貸し出し (日野キャンパス)

日野キャンパスでは下記の場所で運動用具を貸し出しています。「受付簿」に氏名等を記入し、用具を使用したら、必ず元の場所に戻してください。

<体育館 (1階掲示板前)>

- バレーボール・ソフトバレーボール・サッカーボール、フットサルボール・バスケットボール
- テニス用品 (ラケット、ボール)・バドミントン用品 (ラケット、シャトル、ネット)

無我荘 (日野キャンパス)

無我荘は日野キャンパスの一角にある茶室です。

「無我荘」という名前は、学祖下田歌予永眠の座敷と常住の居間を移して昭和14年3月に建てられた家屋に「無我精舎」と名づけ、一般に「無我荘」と呼んだことに由来します。

その建物は戦災で焼失しましたが、後に渋谷校地に再建され昭和50年代半ばまで残っていました。課外活動で利用を希望する場合は、学生総合支援センターにご相談ください。

日野合宿所の利用 (日野キャンパス)

日野キャンパス内に、課外活動のための合宿所があります。サークルの合宿やゼミ合宿など、大学・短期大学部で認められた団体であれば利用できます。宿泊は本学学生のみ、3名以上から可能です。原則として、3泊4日を限度とします。

合宿所は自炊で、食堂、浴室があり最大30名収容できます。

*宿泊仮予約は使用日の1ヶ月前より受付。(長期休業中は別に定めます。)

*利用申込書の提出は3日前まで

○申込先：(日野・渋谷) 学生総合支援センター

○宿泊

- 利用時間 20:00～翌9:00
- 合宿所使用料 (1人) 宿泊費 1泊600円※リネンセット (シーツ、枕・衿カバー) 使用料込
※連泊の場合 1泊につき200円追加
※リネンセット取替え 1組につき400円追加
- 使用料の支払いは原則合宿終了日の9:30までに日野キャンパスの証明書自動発行機 (バリスメイト) で納入してください。

○日中使用

- 利用時間 9:00～20:00
※日曜・祝日・長期休業中の利用時間は、別に定めます。
- 9:00～16:40の利用については、教室借用届 (臨時) の提出が必要です。

実習所案内

仙石原実習所（仙鶴荘）

厚生施設として、国立公園である箱根芦ノ湖近くに実習所があります。周辺には名所旧跡や美術館も多くあり、社会見学などの勉強にも役立つ観光地です。

実習所にはパソコンやプロジェクターの設備が整っているので、ゼミやクラブ活動の合宿、論文発表会等にも活用できます。

お風呂は良質で湯量豊富な温泉となっており、源泉100%です。友人や家族との旅行にもご利用いただけます。

○所在 地 〒250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原元湯場934-2

○電話番号 0460-84-8270

○交 通 小田原、箱根湯本、あるいは新宿から小田急高速（桃源台行）バスで「仙郷楼前」下車、徒歩約1分

○収容人数 最大40名

○休 館 日 火・水曜日（夏期休業中を除く）

○宿泊日数 3泊4日まで

○申込方法 Web申込（学園ホームページの実習所のページをご確認ください）

○支払方法 銀行振込み又は、証明書自動発行機（バピルスマイト）にて支払い

○利用料金

利用料金（5月～10月）

※入湯税150円を含む		1泊2食付	朝食のみ	夕食のみ	素泊まり
本学生・生徒	1泊	2,650円	1,450円	2,150円	950円
教職員及びその家族	1泊	3,350円	2,150円	2,850円	1,650円
卒業生・退職者	1泊	4,250円	3,050円	3,750円	2,550円
一般 (学園が認めたもの)	1泊	4,450円	3,250円	3,950円	2,750円

12才未満は入湯税150円免除のため、以下の料金になります。

一般(12才未満)	1泊	4,300円	3,100円	3,800円	2,600円
-----------	----	--------	--------	--------	--------

利用料金（11月～4月）

※燃料費200円を含む		1泊2食付	朝食のみ	夕食のみ	素泊まり
※入湯税150円を含む					
本学生・生徒	1泊	2,850円	1,650円	2,350円	1,150円
教職員及びその家族	1泊	3,550円	2,350円	3,050円	1,850円
卒業生・退職者	1泊	4,450円	3,250円	3,950円	2,750円
一般 (学園が認めたもの)	1泊	4,650円	3,450円	4,150円	2,950円

12才未満は入湯税150円免除のため、以下の料金になります。

一般(12才未満)	1泊	4,500円	3,300円	4,000円	2,800円
-----------	----	--------	--------	--------	--------

※ 5才以下は食事をとらないときのみ宿泊無料となります。

※宿泊者に学生や教職員等の学校関係者が含まれていない場合は、利用できません。

※12月30日～1月5日の利用の際は、正月料金となります。（詳細は総務部へお問合せください。）

○予約・申込期間と窓口について

<通常>

予約・申込期間	利用日の1か月前から5日前（土曜・休祭日を除く）まで
予約・申込窓口	【日野キャンパス】総務部 【渋谷キャンパス】学生総合支援センター

<夏期休業中の団体利用>

予約期間	6月（詳細は学内に掲示します）
予約窓口	両キャンパス総務部
申込窓口	【日野キャンパス】総務部 【渋谷キャンパス】学生総合支援センター

提携施設

京王観光株式会社と提携し、当該会社のホームページに記載されている施設を利用することができます。

以下の条件を満たしている場合は、この施設利用に対して、学園から1人1泊1,000円（1人5泊5,000円を限度）を補助します。

学園補助とならない場合でも、利用することはできます。この場合の申込み及びお問合せについては、京王観光株式会社へ直接お問合せください。

○条件・補助金額等

(1)補助金額：1人1泊1,000円

※利用料から補助金額を差し引いた金額が、利用後に請求されます。

(2)補助対象者：「ゼミ合宿、クラブ、サークル（学内公認団体）合宿」に参加する本学の学生・生徒

※ゼミ合宿の指導教員については、「学園旅費規程」による関係経費支出によるので、本補助の対象外とします。

※学内公認団体合宿に同行・参加する教職員については、学生・生徒と同様に宿泊費を補助します。

ただし、「学内公認団体合宿における同行顧問の交通費等」が支給されている場合は、本補助の対象外とします。

(3)補助上限：年度に1人5泊（5,000円）を上限とします。

(4)京王観光株式会社八王子支店への申込みに限ります。（Webで申込み）

○申込み

利用案内チラシに記載のQRコードから、利用施設を検索し、見積り、申込みを行ってください。

利用案内チラシは、日野キャンパス：桜ホール、渋谷キャンパス：学生ホール（9階）にあります。

ボランティア

ボランティア活動に対する意識は年々高まってきています。

ボランティアという言葉には「自分の意志で進んで行う」という意味が込められています。「ボランティアをしたい。」という気持ちを大切にしましょう。

本学では、学内外からのボランティア情報を提供し、活動を支援しています。ボランティア情報は、J-TASのMyコミュニティと以下の掲示板でお知らせします。

日野キャンパス：本館1階エントランスホール掲示板

渋谷キャンパス：1階エントランス、10階サークルラウンジ掲示板

1. できることから始めよう

ボランティアといっても、地域や障がいのある方への支援、開発途上国に対しての支援などさまざまな種類があります。まず、インターネットなどで情報を収集し、自分にできることから活動を始めてみましょう。

《参考》 地域福祉・ボランティア情報ネットワーク

<https://www.zcwvc.net/>

東京都社会福祉協議会

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/>

2. ボランティアをするにあたって

- *自分にできることを無理のない範囲で始めましょう。
- *基本的なルールは守りましょう。
- *始める前に、活動内容や様子などの話しを聞きましょう。

3. ボランティア保険について

- *ボランティア保険に必ず加入しましょう。最寄りの社会福祉協議会で手続きできます。
- 全員加入の学研災・学研賠では保険の対象外となる場合があります。

課外活動

J-TAS (Jissen Total Advanced Support) では、課外活動を成長の機会と位置づけ、積極的に支援していくこととしています。

課外活動は、学生生活をより充実させるだけでなく、自主的に行う集団活動を通じて、自主性・協働性を高め、人格的のふれあいによる友情を深めることができます。

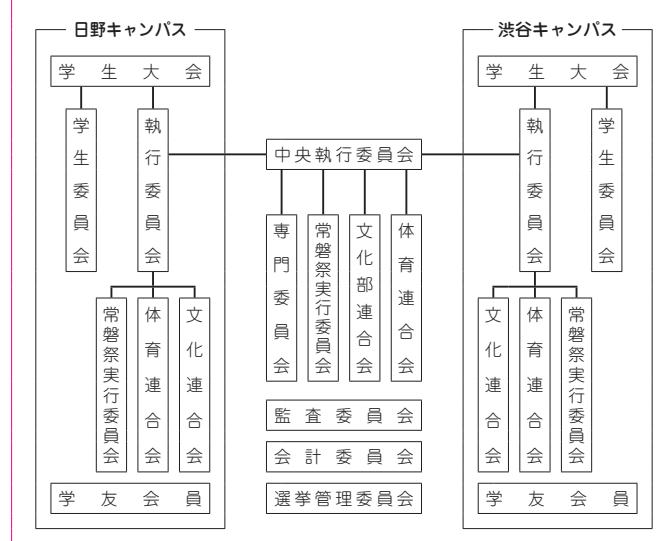
本学では課外活動を通じて皆さんのが成長できるよう支援していきますので、積極的な参加を期待します。

学生の皆さんは、入学と同時に学友会の一員となります。

学友会が定めるルールや手続きについて理解のうえ、円滑な課外活動にご協力ください。

本学の学友会は次のような組織で自主的に運営されています。

学友会組織図



学友会には、文化部連合会と体育連合会という大きな団体があります。この二つの連合会は多くの団体（サークル）で構成されています。そして、それぞれの団体には顧問が置かれ、顧問の助言のもとに、先輩、後輩、学科を越えた部員によって、演奏会、発表会、リーグ戦等学内外での活動が行われています。

2023年度団体一覧

文化部連合会

	団体名	顧問名		団体名	顧問名
1	生田流箏曲部	馬渕 美帆	15	書道部	池田三枝子
2	いけばな・アレンジメントクラブ (休部中※)		16	吹奏楽部	犬塚潤一郎
3	裏千家茶道部	数野千恵子	17	天文部	松島 照彦
4	演劇部	金津 謙	18	日本舞蹈研究部	佐々木真理
5	表千家茶道部	白尾 美佳	19	能楽研究部	(休部中※)
6	華道部 小原流	(休部中※)	20	パネルシアタークラブ	井口 真美
7	軽音楽部	森川 希	21	ハンドメイド部	
8	弦楽合奏部	長谷川めぐみ	22	美術部	織田 涼子
9	現代文学研究部	棚田 輝嘉	23	ピッグバンドジャズ部	(休部中※)
10	広告研究部	吉田 雅彦	24	放送研究部	竹内 光悦
11	香道部	鹿島 千穂	25	漫画研究クラブ	棚田 輝嘉
12	国際観光研究部	武内 一良	26	マンドリンクラブ	稻垣 伸一
13	写真部	鈴木 万人	27	モダンミュージッククラブ(MMC)	駒谷 真美
14	JAC～Jissen A cappella Club～	粟津 俊二	28	礼法研究部	佐藤 悟

体育連合会

	団体名	顧問名		団体名	顧問名
1	ATLASアリーディング部	大川 知予	6	バスケットボール部	佐野 友希
2	硬式テニス部 ACTIVE	槇 究	7	バレーボール部	田中 正浩
3	サッカーワーク部	浜中 邦興	8	YOSAKOIソーラン部“WING”	水野いづみ
4	ソフトボール部	竹田 圭	9	ライフセービング部	内藤 将俊
5	なぎなた部	於保 祐子	10	ラクロス部	

※休部中でも部員が5人以上集まると、所定の手続きを経て、再開することができます。

文化系同好会

	団体名	顧問名		団体名	顧問名
1	アナログゲーム同好会	佐藤 悟	8	しょくいくっきんぐ	白尾 美佳
2	イラスト研究会～rainbow～	吉本 邦子	9	装道同好会	(休部中※)
3	映像制作クラブ	犬塚潤一郎	10	日本語教育研究会	高木 裕子
4	カラーコンテスト同好会	池田三枝子	11	ボランティア同好会	土屋 結城
5	競技かるた同好会	(休部中※)	12	ミュージカル鑑賞研究会	(休部中※)
6	現代視覚文化研究会	竹内 光悦	13	料理研究会～わくわく～	佐藤 幸子
7	生活文化研究会	高木 裕子			

体育系同好会

	団体名	顧問名		団体名	顧問名
1	Addict ~ dance club ~	橋 弘志	6	ソフトテニス部	深澤 晶久
2	オリエンテーリングクラブOLK		7	バドミントンプレイスメント愛好会	山崎 壮
3	競技ダンス部	広井多鶴子	8	フットサル同好会	山口 達也
4	サジテリアスアーチェリークラブ	深澤 晶久	9	ヨガ同好会	(休部中※)
5	スノーボード同好会ラジット	金津 謙			

準公認団体

	団体名
1	SDGsサークル Olive
2	JJ相撲クラブ
3	P e a l y z
4	フィギュアスケート部

学生大会

学生大会は、毎年5月下旬に行われる学友会の最高決議機関です。学生大会では、予算の決定、規約の改正等のほか学生生活に関する事柄を話し合います。みなさんは入学と同時に全員学友会の会員となって会費を納めています。必ず参加しましょう。

常磐祭

常磐祭は毎年秋に行われる学園祭です。渋谷キャンパス、日野キャンパスそれぞれ開催します。企画・運営はすべて常磐祭実行委員会によって行われ、学生相互の交流を深めると共に日常の勉学や課外活動の成果を発表する場となっています。どちらのキャンパスの学園祭にも参加することができます。

体育祭

体育祭は体育連合会主催により日野キャンパスにて行われます。バドミントン、バレーボール、ドッジボール等種目も盛りだくさんです。

団体顧問について

本学の課外活動については、その教育的意義を考え、顧問制を設け専門的研究あるいは運営上必要な助言のもとに、その団体の育成、発展を図っています。大学・短期大学部公認団体として活動をするときは、顧問の承認が必要とします。顧問は本学専任教職員です。

課外活動助成金

課外活動は、本来学生の自由意志に基づいて行うものであり、これに要する諸費用は学友会からの分担金を充てるか、または自己負担が原則です。しかし、課外活動の永続性を考慮し、分担金で補いきれない必要な費用の一部を学園が助成しています。申請は年2回、申請書に必要書類を添えて学生総合支援センターに申し込んでください。申請時期には説明会を行います。申請を考えている団体は必ず出席してください。

※体育系団体については、スポーツ保険の加入を推奨しております。課外活動助成金にて支給可能ですので、ご加入ください。(支給額に上限あり)

実践女子大学 実践女子大学短期大学部 学友会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は実践女子大学・実践女子大学短期大学部学友会と称し、本部を渋谷キャンパスに置き、支部を日野キャンパスに置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、本学の使命に則り学問・文化・体育の諸活動を通じて、真理の探究、品性の陶冶、健康の増進に寄与するよう自治活動の充実、発展を期し、民主主義社会に於ける学生としての本分をまとうすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条目的達成の為に次の事業を行う。

- (1) 学生大会
- (2) 新入生歓迎会
- (3) 文化活動・体育活動
- (4) その他の事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は本学学生を以てこれを組織する。

(権利及び義務)

第5条 会員は次の権利と義務を有する。

- (1) 第2条目的達成の為、責任ある態度を以て本会活動に参加し、これに協力する義務
- (2) 本会所定の役員の選挙権及び被選挙権
- (3) 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を請求する権利
- (4) 本会の会費を納入する義務及び決算報告を受ける権利
- (5) 本会の規約を厳守し、決議事項を完全に履行する義務
- (6) 渋谷・日野キャンパスいずれかの所属する学生大会に参加する権利と義務

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会は各委員会に役員を置く。

(任期)

第7条 本会役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、専門委員会の任期は各委員会に於いて決定する。

(役員選出)

第8条 執行委員の選出は学友会選挙規約を別に定める。

第4章 会 計

(会費)

第9条 会員は年額5,000円の会費を納入する。尚、入会の際は入会金として5,000円を納入する。

(経費)

第10条 学友会の経費は入会金、会費、その他の収入を以てあてる。

(期間)

第11条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 組織及び運営

(機関)

第12条 本会第2条目的達成の為、渋谷・日野キャンパスそれぞれに於いて次の機関を置く。

- (1) 学生大会
 - (2) クラス会
 - (3) 学生委員会
 - (4) 執行委員会
 - (5) 文化部連合会
 - (6) 体育連合会
 - (7) 常磐祭実行委員会
- さらに渋谷・日野キャンパス合同の機関として次の機関を置く。
- (8) 中央執行委員会
 - (9) 専門委員会
 - (10) 常磐祭実行委員会
 - (11) 文化部連合会
 - (12) 体育連合会
 - (13) 会計委員会
 - (14) 監査委員会
 - (15) 選挙管理委員会
 - (16) 連絡協議会

第1節 学生大会

(学生大会)

第13条 本大会は渋谷・日野キャンパスそれぞれに於ける最高の審議及び決議機関である。

(構成)

第14条 本大会は渋谷・日野キャンパスそれぞれの全会員を以て構成する。

(招集)

第15条 本大会は各キャンパスの執行委員会委員長より次の場合に招集される。

- (1) 年1回の定例学生大会

(2) 各キャンパスの執行委員会委員長が必要と認めた場合

(3) 各キャンパスの執行委員会が必要と認めた場合

(4) 渋谷・日野キャンパスそれぞれの全会員の1/10以上の同意署名による要請があった場合

(成立基準)

第16条 本大会は投票制とし、渋谷・日野キャンパスそれぞれの全会員の1/3以上の投票用紙の提出を必要とする。但し、本大会に止むを得ず欠席する場合は、委任状を以て出席及び決議権に代えることができる。尚、委任状数は本大会成立数の3/5以下とする。

(決議)

第17条 投票総数が本大会成立数に満たない場合の決議は仮決議とする。仮決議事項は校内掲示板に示し、1週間以内に意見のある学生は、各キャンパスの執行委員会委員長へ提出し、渋谷・日野キャンパスそれぞれの全会員の1/4以上の反対なき場合は本決議とする。

(裁量)

第18条 本大会の決議は過半数の投票数を要し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第2節 クラス会

(クラス会)

第19条 本会は学生委員の統轄によりクラス自治の精神に基づき運営される。また本会の決議を経た議案は学生委員会へ提出することができる。尚、学生委員・学生委員長、学生委員会が必要に応じて本会を開催することができる。

(クラス委員)

第20条 各クラスは次の委員を常設しなければならない。

日野キャンパスは、
 学生委員 1名
 選挙管理委員 1名
 常磐祭スタッフ 2名
 体育祭実行委員 2名

渋谷キャンパスは、
 学生委員 1名
 選挙管理委員 1名
 常磐祭スタッフ 2名

尚、短大、大学人間社会学部についても、
 学生委員 1名
 選挙管理委員 1名
 常磐祭スタッフ 2名

とする。

第3節 学生委員会

(学生委員会)

第21条 本委員会は渋谷・日野キャンパスそれぞれに於ける学生大会に次ぐ審議及び決議機関である。

(構成)

第22条 本委員会は各クラスより2名ずつ選出（人間社会学部は1名選出）された学生委員により構成され、学生委員長1名、副委員長1名を選出するものとする。欠員の生じた場合はただちに補充

する。

(招集)

第23条 本委員会は学生委員長により次の場合招集される。

(1) 学生委員長が必要と認めた場合

(2) 執行委員会の要請があった場合

(3) 学生委員の1/5以上の要請があった場合

(成立基準)

第24条 本委員会は学生委員の過半数を以て成立する。但し、本会に止むを得ず欠席する場合は委任状を以て出席及び決議権に代えることができる。尚、委任状数は本委員会成立数の1/3以下とする。

(裁量)

第25条 本委員会の決議は出席学生委員の過半数を要し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

第4節 執行委員会

(執行委員会)

第26条 本委員会は渋谷・日野両キャンパス各々に於ける最高の執行機関である。

(構成)

第27条 本委員会は直接選挙により選出された執行委員長、副委員長、書記、会計及び会員からの自立候補により構成される。但し、欠員が生じ、会務執行に支障をきたす場合は学生委員会に協力を求めることができる。

(会務)

第28条 本委員会は次の会務を行う。

(1) 学生大会・学生委員会の決議事項の執行

(2) その他の必要事項

(招集)

第29条 本委員会は執行委員長により次の場合招集される。

(1) 週1回の定例委員会

(2) 執行委員長が必要と認めた場合

(3) 執行委員の要請があった場合

(成立基準)

第30条 本委員会は執行委員の2/3を以て成立する。但し、本委員会に止むを得ず欠席する場合は委任状を以て出席及び決議権に代えることができる。尚、委任状数は本委員会成立数の1/3以下とする。

(裁量)

第31条 本委員会の決議は出席執行委員の過半数を要し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第5節 中央執行委員会

(中央執行委員会)

第32条 本委員会は全学最高の執行機関である。

(構成)

第33条 本委員会は渋谷・日野キャンパス執行委員会、文化部連合会、体育連合会、常磐祭実行委員

会から選出された委員により構成される。

(代表)

第34条 本委員会の委員長は渋谷キャンパス執行委員会の委員長とする。委員長は本会を代表、統括する。

(会務)

第35条 本委員会は次の会務を行う。

(1) 渋谷・日野キャンパス学生大会、学生委員会の決議事項の執行

(2) その他の必要事項

(管理・管轄)

第36条 本委員会は大学公認同好会（以下、「同好会」という。）の管理・管轄を行う。

同好会が連合会に昇格を希望する場合は、同好会発足後3年以上の活動監査を受けたもので渋谷・日野キャンパスいずれかに昇格願を提出し審議され文連総会又は体連総会での承認、中央執行委員会での承認後、連合会に昇格できるものとする。但し、前年度降格し、次年度より再度連合会への加盟を希望する同好会は、文化部連合会及び体育連合会に定める再加盟の規約（学友会文化部連合会規約第27条及び、学友会体育連合会規約第28条）に則り手続きを行う。また、昇格願については、下記の事項を記載せねばならない。

(1) 名称

(2) 顧問

(3) 部長

(4) 活動内容の報告

同好会が連合会に昇格した年度は予算の交付は受けられず次年度からとし、その年度の予算も請求額の半分とする。尚、同好会の予算に関しては連合会を通しての補助は一切ないものとする。

(招集)

第37条 本委員会は中央執行委員長により次の場合招集される。

(1) 5、12月の年2回の定例委員会

(2) 中央執行委員長が必要と認めた場合

(3) 中央執行委員の要請があった場合

(成立基準)

第38条 本委員会は中央執行委員の2/3以上の出席を以て成立する。尚、本委員会は委任状を認めない。

(裁量)

第39条 本委員会の決議は出席中央執行委員の2/3を要し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

第6節 専門委員会

(専門委員会)

第40条 本委員会は中央執行委員会が必要と認めた場合、中央執行委員会が専門委員会の委員長を任命した上で設置される。尚、新たに設置する委員会を常設機関とするか或いは臨時機関とするか、臨時機関とする際の期限等は中央執行委員会の決定によるものとする。

(構成)

第41条 任命された委員長は必要かつ適当数の委員を招集し構成する。尚、本委員会は渋谷・日野キャ

ンパスに於いて委員を選出しなければならない。

第7節 常磐祭実行委員会

(常磐祭実行委員会)

第42条 常磐祭実行委員会の規約は別に定める。

(細則)

第53条 第15条については、1985年度は、大学学生大会は大学日野校舎で行う。

(細則)

第54条 第28条については、1985年度は渋谷校舎には執行委員会支部を置き、執行部の代行機関とする。

附 則

本規約は、1992年4月1日から施行する。

附 則 (2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則 (2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

附 則 (2018年4月1日)

この改正規約は2018年4月1日から施行する。

附 則 (2023年4月1日)

この改正規約は2023年4月1日から施行する。

第8節 文化部連合会

(文化部連合会)

第43条 文化部連合会の規約は別に定める。

第9節 体育連合会

(体育連合会)

第44条 体育連合会の規約は別に定める。

第10節 会計委員会

(会計委員会)

第45条 会計委員会の規約は別に定める。

第11節 監査委員会

(監査委員会)

第46条 監査委員会の規約は別に定める。

第12節 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第47条 選挙管理委員会の規約は別に定める。

第13節 連絡協議会

(連絡協議会)

第48条 本協議会は学友会と教授会或いは渋谷・日野キャンパス各学務部との連絡協議会である。

(招集)

第49条 本協議会は教授会或いは渋谷・日野キャンパス各学務部、執行委員会が必要と認めた場合隨時招集することができる。

第6章 梯 則

(委任状)

第50条 各機関における委任状は出席権及び決議権を有する。

(改廃)

第51条 本規約の改廃は各学生大会の投票会員の2/3以上の同意を必要とする。

(細則)

第52条 第1条については、1985年度は学友会本部を大学日野校舎に置く。

文化部連合会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は体育系団体を除く文化系団体より成立し、実践女子大学・実践女子大学短期大学部文化部連合会と称す。(以下これを文連と略す。)

(目的)

第2条 本会は本学の使命に則り、加盟団体の独立と自主性を尊重し相互の連絡と協力により、本学 学生の文化活動を促進し、学生生活の充実と向上に寄与することを目的とする。本会は本部を渋谷 キャンパスに置き、支部を日野キャンパスに置く。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達する為に次の事業を行う。

- (1) 講演会・研究発表会の開催
- (2) 加盟団体の主催する講演会・研究発表会、その他の活動に対する後援
- (3) 本会予算の加盟団体への分配
- (4) その他、目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は本学学生を以てこれを組織する。

(権利及び義務)

第5条 会員は次の権利と義務を有する。

- (1) 第2条目的達成の為、責任ある態度を以て本会活動に参加し、これに協力する義務
- (2) 本会所定の役員の選挙権及び被選挙権
- (3) 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を請求する権利
- (4) 本会の会費を納入する義務及び決算報告を受ける権利
- (5) 本会の規約を厳守し、決議事項を完全に履行する義務
- (6) 渋谷・日野キャンパスいずれかの所属する学生大会に参加する権利と義務

第3章 機 関

(機関)

第6条 本会に第2条目的達成の為、次の機関を置く。支部にも同様の機関を置くが、あくまでも本 部と密接に連絡をとりつつ活動する。

- (1) 文連総会
- (2) 文連会議
- (3) 常任委員会
- (4) 部長会議

第1節 文連総会

(文連総会)

第7条 文連総会は本会最高の決議機関である。但し、通常は文連会議がこれを代行する。

(議案)

第8条 文連総会は次の事項を議案する。

- (1) 本会の活動方針
- (2) 預算、決算の承認
- (3) 団体の加盟及び昇降格の承認
- (4) 本会の規約
- (5) 常任の承認
- (6) その他、本会目的達成の為の主要事項

(招集)

第9条 文連総会は次の場合常任委員により招集される。

- (1) 常任委員が必要と認めたとき
- (2) 文連会議で必要と認めたとき
- (3) 本会会員の1/10以上の要請があったとき

(成立基準)

第10条 文連総会は本会会員の2/3以上を以て成立し、その決議は出席者の過半数以上とする。

第2節 文連会議

(文連会議)

第11条 文連会議は本会最高の決定機関であり、加盟団体より選出された委員を以て構成する。

(招集)

第12条 文連会議は常任委員が次の場合招集する。

- (1) 常任委員の要請があったとき
- (2) 本会加盟団体1/4以上から要請があったとき

(成立基準)

第13条 文連会議は本会加盟団体過半数以上の出席によって成立する。(委任状は原則として認めない。

但し常任委員会が認めた場合はこの限りではない。) その決議は出席団体の過半数によって決定する。
しかし賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第3節 常任委員会

(常任委員会)

第14条 常任委員会は本会最高の執行機関であり、本部、支部それぞれに4名の委員を置く。その構 成は次の通りである。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監査 | 1名 |

本部は更に以下2名の委員を置く。

涉内・涉外 各1名

尚、委員は次の各事項を執行する。

- (1) 本会の予算案・決算報告を作成し、文連会議に提出
 - (2) 本会に所属する団体の統轄
 - (3) 文連会議の請求に基づく全ての事項の執行
 - (4) 加盟団体の活動監査
 - (5) その他、本会発展のために必要な事項
- (委員選出)

第15条 常任委員は加盟団体の構成員より選出する。但し委員は1つのサークルから1名を選出する。
(常任委員を選出しないサークルは文連のメンバーとしての義務不履行の由にて除名する。)

(役員選出)

第16条 本部、支部の各役員は委員の互選により選出する。

(集会)

第17条 常任委員は原則として昼夜休み及び放課後に渋谷・日野キャンパスの各文連室に集まる。

(招集)

第18条 常任委員会は常任委員の要請があったとき、招集する。

(成立基準)

第19条 常任委員会は常任委員の2/3以上の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数とする。
(任期)

第20条 常任委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、次期委員の選出は年内に行い、それ以後は引き継ぎ期間とする。

第4章 本会加盟団体

(役員)

第21条 本会の加盟する団体は次の役員を渋谷・日野キャンパスいずれかに置かなければならない。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 文連委員
- (4) 会計

(任期)

第22条 本会加盟団体の役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、次期役員の選出は12月の文連会議で行う。それ以後は新旧役員の引き継ぎ期間とする。各団体は新役員の選出後直ちに新役員名簿を本部に提出しなければならない。

(提出物)

第23条 本会加盟団体は、次のものを常任委員会に期限を守って提出しなければならない。

- (1) 入部届
- (2) 講師登録証
- (3) 活動報告書（年4回）

(機関誌)

第24条 本会加盟団体で機関誌等を作成している団体は、活動拠点とするキャンパスに1部提出しなければならない。

(休部・復帰)

第25条 本会加盟団体で休部する団体は、その責任者名において休部要旨を記載し、活動拠点とする

キャンパスに提出した後、常任委員会の承認を以て仮除名とする。休部団体は休部後3年を以て本部より除名される。

又、休部団体が本会に復帰する場合は、活動拠点とするキャンパスにその旨を申し出て常任委員会の決議、文連会議での承認を受けた後に復帰することができる。

但し、年度途中に復帰した場合は、その年度中は分担金は受けられず、次年度から認められた予算金額の半額を受けるものとし、その後は認められた予算金額を受けることができる。年度当初から復帰した場合はその年度から認められた予算金額の半額を受けるものとし、その後は認められた予算金額を受けることができる。

(仮除名)

第26条 本会に関する会議等において3回以上欠席したサークルに対し除名の処置がとられる。（第13条内「委任状は原則として認めない。但し、常任委員会が認めた場合はこの限りではない」に基づく。）但し、これに該当するサークルは、1年間のうちに活動が本会に認められた場合、次年度より復帰するものとする。

(再加盟)

第27条 前年度降格し、本会から除名された団体は次年度より加盟を希望する団体は、活動拠点とするキャンパスに昇格願を提出し、常任委員会での決議、文連会議での承認、中央執行委員会での承認を受けた後、再加盟される。

(再加盟後の予算)

第28条 本会に再加盟した団体の初年度の予算は、認められた予算の半額であり、次年度は認められた予算全額を受けることができる。

第5章 加盟団体の会計及び監査

(会費)

第29条 本会の経費は学友会予算、部費、第6章第34条(2)項による年会費、その他収入をあてる。但し、年会費は本会以外の委員会の予算にはならない。

第30条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第31条 会計年度の予算は、学生大会での予算案の承認を以て成立する。

(現金出納帳)

第32条 加盟団体は現金出納帳を設け全ての収支を記載し予算関係書類を保管する。

(監査)

第33条 加盟団体は年2回現金出納帳と領収証を常任委員会に提出し、常任委員の監査を受ける。領収証は常任委員会が保管する。尚、領収証は各団体名の明記されているものに限る。

第6章 院生及び教職員のサークル参加

(院生及び教職員のサークル参加)

第34条 大学院生及び大学・短期大学部教職員は、以下の手続きにより、文化部連合会に加盟する団体の活動の参加を認める。

- (1) 文化部連合会指定の書類の提出
- (2) 年会費2,000円の納入

(活動範囲)

- 第35条 活動は部活及びサークル活動を範囲とし、学友会行事における個人としての参加は認めない。
(返金)
第36条 一度納入された年会費の返金は行わない。

第7章 賞 嘲

(懲戒処分)

- 第37条 この規約の定める義務に違反し、又、本会の秩序を乱した加盟団体及び会員については常任委員会及び監査会議で審議し、次の懲戒処分を行う。
- (1) 報告陳謝
 - (2) 一定期間の活動停止
 - (3) 一定期間の予算停止
 - (4) 同好会への降格
- 但し、除名については常任委員会の決議を要する。

第8章 梯 则

(細則)

- 第38条 今後、学友会規約の改正により本規約は一部変更する場合がある。
(改廃)
第39条 本規約の改廃は、常任委員会の議を経て中央執行委員会及び学生大会の承認を必要とする。
附 則
本規約は1985年4月1日から施行する。
附 則(2014年4月1日)
この改正規約は2014年4月1日から施行する。
附 則(2016年4月1日)
この改正規約は2016年4月1日から施行する。
附 則(2018年4月1日)
この改正規約は2018年4月1日から施行する。

体育連合会規約**第1章 総 則**

(名称)

第1条 本会は文化系団体を除く体育系団体より成立し、実践女子大学・実践女子大学短期大学部体育連合会と称す。(以下これを体連と略す。)

(目的)

第2条 本会は加盟団体の統轄をはかると共に自主性を尊重し、相互の連絡と協力により体育活動を振興させ、学生の心身を鍛錬し、健全な社会的人格の育成を目的とする。本会は本部を日野キャンパスに置き、支部を渋谷キャンパスに置く。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化、施設の拡充
- (2) 体育活動に関する各種資材、施設の拡充
- (3) 学内体育運動、レクリエーション活動
- (4) 外部体育団体との連絡
- (5) 外部各種競技会開催の参加
- (6) 機関誌の発行
- (7) その他、目的達成に必要な事項

なお、体育祭については日野・渋谷両キャンパス合同で行うものとし、その際の開催場所は日野キャンパスとする。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は加盟団体の構成員全員を以て組織する。

(権利及び義務)

第5条 本会は次の権利と義務を有する。

- (1) 第2条目的達成の為、責任を持って本会活動に参加し、これに協力する義務
- (2) 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を請求する権利
- (3) 本会予算の各団体への分配に対する希望及び決算報告を受ける権利
- (4) 本会規約を厳守し、決議事項を完全に履行する義務
- (5) 体連総会に出席する権利と義務

第3章 機 関

(機関)

第6条 本会は第2条目的達成の為、次の機関を置く。支部にも同様の機関を置くが、あくまでも本部と密接に連絡をとりつつ活動する。

- (1) 体連総会

- (2) 体連会議
 (3) 体連委員会
 (4) 部長会議

第1節 体連総会

(体連総会)

第7条 体連総会は本会最高の決定機関であり加盟団体の構成員全員によりこれを構成する。但し、これを代行する機関として体連会議を置く。尚、議長はその都度選出される。

(議案)

第8条 体連総会は次の事項を議案する。

- (1) 本会活動方針の承認
- (2) 規約の改正
- (3) 役員の承認
- (4) 予算決算の承認
- (5) 団体の加盟、及び昇降格の承認
- (6) その他、本会目的達成の為の主要事項

規約の変更については同会議で議案の上、学生大会で決定する。

(招集)

第9条 体連総会は本会の委員長が次の場合招集する。

- (1) 年2回の定例体連総会
- (2) 臨時会
- (3) 本会の委員より要請のあったとき
- (4) 責任者会議の要請のあったとき
- (5) 本会会員の1/10以上の要請があったとき

(成立基準)

第10条 体連総会は本会会員の2/3以上の出席によって成立する。(但し、試合等特別な事情により出席できない時の委任状は認める。) 決議は出席数の過半数によるが、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第2節 体連会議

(体連会議)

第11条 体連会議は体連総会の代行機関であり、各所属団体を代表する体連委員によりこれを構成する。決定権は各所属団体1票とし、開催側の委員長、副委員長は決定権を持たない。

(招集)

第12条 体連会議は本会委員長が次の場合招集する。

- (1) 委員会の要請のあった場合
- (2) 本会加盟団体1/4以上の要請のあった場合
- (3) その他、委員長が必要と認めた場合

(成立基準)

第13条 体連会議は本会加盟団体過半数以上の出席によって成立する。(委任状は原則として認めない。但し体連委員会が認めた場合はこの限りではない。) その決議は出席団体の過半数によって決定する。しかし賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第3節 体連委員会

(体連委員会)

第14条 本委員会は本会最高の執行機関であり、本部・支部それぞれに4名の委員を置く。その構成は次の通りである。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監査 | 1名 |

本部は更に以下2名の委員を置く。

涉内・涉外 各1名

尚、本委員は、次の事項を執行する。

- (1) 本会活動監査
- (2) 規約改正案の作成
- (3) 予算案決算報告を作成し体連総会に提出
- (4) 加盟団体の統轄
- (5) 体連総会の決議に基づく全ての事項の執行
- (6) その他の必要事項

(委員選出)

第15条 本委員会の委員は各部より最低1名以上選出される。(委員を選出しない部及び選出しても実際活動しない部は体連メンバーとしての義務不履行の由にて本会より除名される。)

(役員選出)

第16条 本部・支部の各役員は、委員の互選により選出する。

(体連委員長)

第17条 委員長は本委員会を代表し、会務を統轄する。又副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代行する。尚、委員長及び副委員長は本委員会の代表として、学友会中央執行委員会に出席しなければならない。

(集会)

第18条 委員は原則として昼夜及び放課後体連室において集まり意見調整を行う。

(招集)

第19条 本委員会は委員長が次の場合招集する。

- (1) 月1回の定例会
- (2) 体育祭までの週1回の連絡会
- (3) 委員長が必要と認めたとき
- (4) その他要請のあった場合

(成立基準)

第20条 本委員会は総数の2/3以上の出席を以て成立する。但し、試合など特別な事情により出席できない時の委任状は認める。その決議は出席者の過半数によるが、賛否同数の時は委員長の決するところとする。

(任期)

第21条 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、途中退任した委員はさらに2ヶ月間は引き継ぎ期間としての任期を果たさなければならない。尚、委員の選出は12月1日までに行う。

第4章 本会加盟団体

(役員)

第22条 本会の加盟する団体は次の役員を渋谷・日野キャンパスいずれかに置かなければならない。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 体連委員
- (4) 会計

(任期)

第23条 本会加盟団体の役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。選出は11月1日までに行い、それ以後は引き継ぎ期間とする。

(提出物)

第24条 本会加盟団体は次のものを体連委員会に期限内に提出しなければならない。

- (1) 入部届
- (2) 活動報告書（年4回）

(機関誌)

第25条 本会加盟団体で機関誌等を作成している団体は、活動拠点とするキャンパスに1部提出しなければならない。

(休部・復帰)

第26条 本会加盟団体で休部する団体は、その責任者名において休部要旨を記載し活動拠点とするキャンパスに提出した後、体連委員の承認を以て仮除名とする。休部団体は休部後3年を以て本部より除名される。

又、休部団体が本会に復帰する場合は体連委員会の決議、体連会議での承認を受けた後に復帰することができる。

但し、年度途中に復帰した場合は、その年度中は分担金は受けられず、次年度から認められた予算金額の半額を受けるものとする。年度当初から復帰した場合はその年度から認められた予算金額の半額を受けるものとし、その後は認められた予算金額を受けることができる。

(仮除名)

第27条 本会に関する会議等において3回以上欠席した部に対し、除名の処置がとられる。但し、これに該当する部は1年間のうちに活動が本会に認められた場合、次年度より本会に復帰するものとする。

(再加盟)

第28条 前年度降格し、本会から除名された団体で次年度より加盟を希望する団体は、活動拠点とするキャンパスに昇格願を提出し、体連委員会での決議、体連総会での承認、中央執行委員会での承認を受けた後、再加盟される。

(再加盟後の予算)

第29条 本会に再加盟した団体の初年度の予算は認められた予算の半額であり、次年度は認められた予算全額を受けることができる。

第5章 加盟団体の会計及び監査

(会費)

第30条 本会の経費は学友会予算、部費、第6章第35条(2)項による年会費、その他収入をあてる。但し、年会費は本会以外の委員会の予算にはならない。

(期間)

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第32条 会計年度の予算は、学生大会での予算案の承認を以て成立する。

(現金出納帳)

第33条 加盟団体は現金出納帳を設けて全ての収支を記載し、予算関係書類を保管する。

(監査)

第34条 加盟団体は年2回現金出納帳と領収書を体連委員会に提出し、体連委員の監査を受ける。領収書は体連委員会が保管する。尚、領収書は各団体名が明記されているものに限る。

第6章 院生及び教職員のサークル参加

(院生及び教職員のサークル参加)

第35条 大学院生及び大学・短期大学部教職員は、以下の手続きにより、体育連合会に加盟する団体の活動の参加を認める。

- (1) 体育連合会指定の書類の提出
- (2) 年会費2,000円の納入

(活動範囲)

第36条 活動は部活及びサークル活動を範囲とし、学友会行事における個人としての参加は認めない。

(返金)

第37条 一度納入された年会費の返金は行わない。

第7章 賞 帰

(懲戒)

第38条 この規約の定める義務に違反し、又、本会の秩序を乱した加盟団体及び会員については体連委員会及び監査会議で審議し、次の懲戒処分を行う。

- (1) 報告陳謝
- (2) 一定期間の活動停止
- (3) 一定期間の予算停止
- (4) 同好会への降格

但し、除名については体連委員会の決議を要する。

第8章 補　　則

に大学
ついて
短期大
学部

(細則)

第39条 今後、学友会規約の改正により本規約は一部変更する場合もある。

(改廃)

第40条 本規約の改廃は体連委員会の議を経て、中央執行委員会及び学生大会の承認を必要とする。

附　則

本規約は1986年4月1日から施行する。

附　則（2014年4月1日）

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附　則（2016年4月1日）

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

附　則（2018年4月1日）

この改正規約は2018年4月1日から施行する。

ほ知
じつ
いて
ごお
どいて

施設
につけ
て

課外活動等
について

校舎案内、
生活案内

常磐祭実行委員会規約

に大学
ついて
短期大
学部

ほ知
じつ
いて
ごお
どいて

施設
につけ
て

課外活動等
について

校舎案内、
生活案内

第1章 総　　則

(名称)

第1条 本委員会は実践女子大学・実践女子短期大学部常磐祭実行委員会と称し、各キャンパスに設置する。

(目的)

第2条 常磐祭は学生の自主性を養い、学生相互の親睦をはかり、文化、体育等の諸活動の成果を学内・学外に発表し、広く本学を紹介することをその目的とする。

(決議機関)

第3条 本委員会は常磐祭運営に関する最終審議及び決議機関である。

第2章 実行委員会

(組織)

第4条 本委員会は、本学学生を以てこれを組織する。

(権利及び義務)

第5条 実行委員は次の権利と義務を有する。

- (1) 第2条目的達成の為、責任ある態度を以て活動に参加し、これに協力する義務
- (2) 本学学生を代表して参加団体に常磐祭に関する一切の報告を請求する義務
- (3) 本委員会の経費について予算の分配に対する希望及び決算報告を受ける権利
- (4) 常磐祭に関する規約を厳守し、決議事項を完全に履行する義務

第3章 組　　織

(構成)

第6条 本委員会に設置する担当の構成は次の通りである。

- (1) 実行委員長
- (2) 副委員長
- (3) 会計
- (4) 監査
- (5) 総務
- (6) 渉外
- (7) 広報
- (8) 喫茶・模擬
- (9) エコロジー対策
- (10) 本部企画
- (11) その他、本委員会において必要と認められた担当

(任務)

第7条 本委員会規約第6条に示す担当の任務は次の通りである。

- (1) 実行委員長は本委員会を代表し統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は常磐祭に関する経費のうち、学友会執行委員会、文化部連合会及び体育連合会の扱う経費を除き、一切の取り扱い、統括を行う。
- (4) 監査は会計の監査を行う。
- (5) 総務は常磐祭に関して学内における一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (6) 渉外は常磐祭に関して学外における一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (7) 広報は常磐祭に関する学内及び学外告知における一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (8) 喫茶・模擬は常磐祭に参加する出店団体の衛生管理を行う。
- (9) エコロジー対策は常磐祭におけるゴミの分別等、エコロジーに関する一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (10) 本部企画は常磐祭に関する本部企画の一切の事項について取扱い、統括を行う。
- (11) 実行委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。
- (12) 実行委員会における担当の選出は互選とする。

第4章 会 計

(経費)

第8条 常磐祭に関して本委員会が取り扱う経費は、本部団体会計会議にて原案を作成し、学生大会の承認を得た上で、予算・その他の収入を以てこれにあてる。

(年度)

第9条 本委員会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 機関及び運営

(機関)

第10条 本委員会は第2条目的達成の為に次の機関を設置する。

- (ア) 定例会
- (イ) 参加団体連絡会会議
- (ウ) 常磐祭スタッフ
- (エ) その他

第1節 定例会

(定例会)

第11条 定例会は、常磐祭運営に関する最終審議及び連絡機関である。

(構成)

第12条 定例会はキャンパスごとの実行委員を以て構成する。

(開催)

第13条 定例会は新年度本委員会の発足後、週1回以上、曜日を定めて行う。

(掲示)

第14条 定例会での決定事項は、必要に応じて隨時掲示する。

第2節 参加団体連絡会会議

(会議)

第15条 本会議は、常磐祭参加団体に対する審議及び連絡機関である。常磐祭参加団体の責任者は、参加するキャンパスで開催される参加団体連絡会会議に出席する。

(構成)

第16条 本会議は、常磐祭参加団体の責任者及び実行委員を以て構成する。

(招集)

第17条 本会議は、実行委員長が必要と認めた場合に招集する。

(伝達及び執行)

第18条 本会議での決定事項は、責任者を通じて、常磐祭参加団体に伝達され、執行される。

第3節 常磐祭スタッフ

(常磐祭スタッフ)

第19条 常磐祭スタッフは大学・短期大学部の各クラスより数名ずつ選出された者をいう。

(活動)

第20条 常磐祭スタッフは常磐祭期間中及び準備段階において実行委員長が必要と認めた場合、常磐祭実行委員を手伝う。

第4節 参加について

(参加団体)

第21条 常磐祭の参加団体は、文化部連合会・体育連合会所属サークル、関連同好会、その他有志団体を中心とし、定例会で許可された団体とする。但し、参加団体連絡会会議に出席し、所定の届出を必要とする。

第6章 補 則

(細則)

第22条 今後、学友会規約の改正により本規約は一部変更する場合がある。

(改廃)

第23条 本規約の改廃は定例会の議を経て学生大会の承認を必要とする。

附 則

本規約は1985年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則(2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

附 則(2018年4月1日)

この改正規約は2018年4月1日から施行する。

学友会選挙規約

第1章 選挙管理委員会

(目的)

第1条 本委員会は学友会の健全にして民主的な発達を期する為に選挙及びその一切の管理を公明正大、かつ適当に行う事を目的とする。

第2条 本委員会は渋谷・日野キャンパスにそれぞれ設置する。

(構成)

第3条 本委員会は各クラスより選挙管理委員を1名又は2名選出し、これを結成する。

(任期)

第4条 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

(招集)

第5条 本委員会は選挙管理委員長の招集により、隨時開催することができる。

(成立基準)

第6条 ① 本委員会は全委員数の過半数の出席を以て成立する。

② 本委員会を止むを得ず欠席する場合は選挙管理委員長に委任状を提出することができる。

但し、委任状は出席権を有するが、決議権は有しない。

(裁量)

第7条 本委員会に於ける議決は出席委員の過半数を要し、可否同数の時は選挙管理委員長の決するところによる。

(兼任)

第8条 本委員はその他の委員を兼ねることはできない。本委員長がその他の委員に立候補する場合は本委員を辞任しそのクラスより直ちに後任者を選出しなければならない。

(選挙運動)

第9条 本委員会は一切の選挙運動に関する活動を行うことはできない。

(管理)

第10条 本委員会はその他の委員の選挙に関する一切の管理にあたる。

(予算)

第11条 本委員会の経費は同年度中央執行委員会予算を以てまかなわれる。

第2章 選挙権及び被選挙権

(権利)

第12条 実践女子大学・実践女子大学短期大学部に在学する学生は、渋谷・日野キャンパスの所属する各委員会の選挙権及び被選挙権を有する。但し、卒業年度にあたる学生は次年度以後に任期が開始される選挙に於いて選挙及び被選挙権を持たない。

第3章 選 挙

(公示)

第13条 渋谷・日野キャンパス執行委員会役員の総選挙は毎年12月上旬に行う。10月下旬に立候補者を受付・選出し、11月上旬頃から立候補者を公示する。11月中旬に各クラスの選挙管理委員に向けて、選挙についての説明会を行う。

(選挙結果)

第14条 当選者氏名は当選確定後2日以内に公示する。

第15条 立候補者については、自選他選を問わない。

(届出)

第16条 立候補者は選挙管理委員会所定の様式に従い、届出を要する。

(届出機関)

第17条 立候補者届出期間は選挙公示日より1週間以内とする。

(選挙運動)

第18条 ① 選挙運動は立候補届出と同時に開始し、投票日までとする。

② 各候補者のポスター等は必ず選挙管理委員会の承認を得なければならない。但し、ポスターの枚数その他はその年の選挙管理委員会の指示に従う。

③ 選挙に関する一切の買収、脅迫行為を行ってはならない。又、立候補者及び選挙関係者は他候補の名誉を毀損する言動をとってはならない。

(不適当な選挙運動の禁止)

第19条 前条の規定以外に選挙管理委員会が不適当と認めた選挙運動は禁止することができる。

(運営方針の発表)

第20条 本委員会は立候補者の学友会運営に関する方針を全学生に発表しなければならない。

(候補者演説)

第21条 本委員会は立候補者の資格審査終了後、立候補者及び選者の演説の時間を設ける。尚、その方法は本委員会の協議による。

(投票)

第22条 投票に関しては次の各項に従う。

(不在者投票)

第23条 総選挙当日事情により投票できない場合は、不在者投票を行うことができる。

(開票)

第24条 開票は選挙管理委員のもとで即日行う。

(無効票)

第25条 下記の投票は無効とする。

① 正規の用紙を使用しないもの。

② 立候補者以外の氏名、その他を記載してある場合。但し、学年敬称の類を記入した場合はこの限りではない。

③ 記載文字の確認のできないもの。

④ その他選挙管理委員会の規約に従わないもの。

(決定投票)

第26条 得票が有効投票数の1/4を超えない場合は当選としない。この場合、高得者2名によって決定投票を行う。

(決定投票の期限)

第27条 決戦及び決定投票は総選挙終了後、3日以内に行う。

(信任投票)

第28条 対立候補のない場合は、信任投票を行う。尚、得票が有効投票1/2を超えない場合は信任としない。

(補欠選挙)

第29条 学生大会に於いて執行委員会役員の辞任又は総辞職及び学生より不信任が認められた場合、選舉管理委員会は20日以内に欠員補充しなければならない。

(不信任案)

第30条 不信任案は全学生の1/10以上の署名を以て選舉管理委員会に提出することができる。

(引継期間)

第31条 総辞職の場合は選挙終了後10日間を引継期間とする。尚、辞職以降引継期間中は代理執行期間とし、その間の責任は前役員にある。次期役員の任期は前役員の残任期間とする。

第4章 補 則

(改廃)

第32条 本規約の改廃は、渋谷・日野キャンパスそれぞれの学生大会の出席会員の2/3以上の同意を必要とする。

附 則

本規約は1985年4月1日から施行する。

附 則 (2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則 (2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

学友会監査委員会規約

(組織)

第1条 ① 中央執行委員会は、独立した機関として監査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
 ② 委員会は、渋谷・日野それぞれのキャンパスの執行委員会及び、文化部連合会、体育連合会、常磐祭実行委員会から各1名ずつ選出された監査役員により構成され、委員長は12月に行う選挙によって公選する。

(活動)

第2条 委員会は次の活動を行う。

- ① 原則として4月下旬に各団体の監査を行う。
- ② 学友会員から各委員会又は各委員に対し不信任が提出された場合には、委員会は綿密な調査の上、各キャンパスの執行委員会に報告する。
- ③ その他一切の監査を行う。

(招集)

第3条 ① 委員会は、原則として年1回招集する。その他、必要がある場合は臨時にこれを招集することができる。

② 委員会は委員長が招集し、議長となる。

(成立基準)

第4条 委員会は委員の過半数の出席を以て成立する。委員会を止め不得ず欠席する場合は委任状を提出することができる。但し、委任状数は委員会成立要件の1/2以内とする。

(裁量)

第5条 委員会の議決は出席委員の過半数を要し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(自治)

第6条 委員会は、学生委員会及び渋谷・日野キャンパスそれぞれの学生大会以外のいかなる委員会の干渉も受けない。但し、監査基準の取り決めに関しては、本委員会で決議し、中央執行委員会の承認を得る必要がある。

(改廃)

第7条 この規約の改廃は、学生大会の議を経るものとする。

附 則

この規約は2003年5月30日から施行する。

附 則

1985年4月1日施行の学友会監査委員会規約は、これを廃止する。

附 則 (2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則 (2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

学友会会計委員会規約

(組織)

- 第1条 ① 中央執行委員会は、独立した機関として会計委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
② 本委員会は、渋谷・日野それぞれのキャンパスの執行委員会及び、文化部連合会、体育連合会、常磐祭実行委員会から各1名ずつ選出された会計委員により構成され、委員長は12月に行う選挙によって公選する。

(予算)

- 第2条 会計年度の予算案は中央執行委員会の会計役員より構成された本部会計会議で原案を作成し、各学生大会の承認を得なければならない。

(活動)

- 第3条 本委員会は次の活動を行う。

- ① 原則として、4月上旬に各団体の前年度決算報告書及び本年度予算案を受理し、5月に開催される学生大会で報告を行う。
- ② 学友会費の管理は、会計委員長兼中央執行委員会会計が行う。
- ③ 現金出納帳及び通帳は、厳重管理を行う。尚、過去3年分の現金出納帳に関しては、中央執行委員会が厳重管理を行う。

(招集)

- 第4条 ① 本委員会は、原則として年1回招集する。その他、必要がある場合は臨時にこれを招集することができる。
② 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

(成立基準)

- 第5条 本委員会は委員の過半数の出席を以て成立する。本委員会を止むを得ず欠席する場合は委任状を提出することができる。但し、委任状数は委員会成立要件の1/2以内とする。

(裁量)

- 第6条 本委員会の議決は出席委員の過半数を要し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
(自治)

- 第7条 本委員会は、学生委員会及び渋谷・日野キャンパスそれぞれの学生大会以外のいかなる委員会の干渉も受けない。但し、会計基準の取り決めに関しては、本委員会で決議し、中央執行委員会の承認を得る必要がある。

(改廃)

- 第8条 この規約の改廃は、学生大会の議を経るものとする。

附 則

この規約は2016年4月1日から施行する。

研究室一覧

◇食生活科学科◇		◇生活文化学科◇	
本 403	於 保 祐 子 教 授	N 445	塩 川 宏 郷 教 授
本 404	筧 慎 治 教 授	体育館2階 206	島 崎 あかね 教 授
本 401	数 野 千 恵 子 教 授	N 458	高 橋 桂 子 教 授
本 305	佐 々 木 溪 円 教 授	N 442	田 中 正 浩 教 授
本 263	佐 藤 幸 子 教 授	N 459	長 崎 勤 教 授
本 303	白 尾 美 佳 教 授	N 456	井 口 真 美 准 教 授
本 269	杉 山 靖 正 教 授	N 457	作 田 由 衣 子 准 教 授
本 402	中 村 彰 男 教 授	N 447	塚 原 拓 馬 准 教 授
本 301	奈 良 一 寛 教 授	N 443	野 尻 美 枝 准 教 授
本 407	長 谷 川 めぐみ 教 授	N 444	水 野 いづみ 准 教 授
本 405	松 島 照 彦 教 授	N 461	渡 辺 敏 准 教 授
V 527	山 崎 壮 教 授	N 460	井 上 陽 童 専任講師
本 304	大 道 公 秀 准 教 授	N 455	大 澤 朋 子 専任講師
本 406	辛 島 順 子 准 教 授	N 446	笠 原 良 太 専任講師
本 511	高 橋 加 代 子 准 教 授	N 441	小 坂 光 助 教
本 262	中 川 裕 子 准 教 授	◇現代生活学科◇	
本 266	中 野 美 樹 准 教 授	Ⅲ 313	犬 塚 潤 一 郎 教 授
本 268	奈 良 典 子 准 教 授	Ⅲ 312	須 賀 由 紀 子 教 授
本 261	松 岡 康 浩 准 教 授	Ⅲ 314	行 実 洋 一 教 授
本 267	森 川 希 准 教 授	Ⅲ 315	倉 持 一 准 教 授
本 302	守 田 和 弘 准 教 授	Ⅲ 311	河 井 延 晃 専任講師
本 510	山 岸 博 美 准 教 授	Ⅲ 333	上 野 亮 助 教
◇生活環境学科◇		◇教職センター◇	
本 228	安 粢 利 典 教 授	本 504	市 毛 祐 子 教 授
本 324	大 川 知 子 教 授	本 502	柏 崎 秀 子 教 授
本 428	佐 藤 健 教 授	本 503	清 田 夏 代 教 授
本 227	塩 原 みゆき 教 授	◇大学教育研究センター◇	
本 425	橘 弘 志 教 授	N 449	齋 藤 洋 特任教授
本 535	内 藤 将 俊 教 授	N 464	高 橋 裕 樹 特任教授
本 427	檍 究 教 授	◇下田歌子記念女性総合研究所◇	
本 329	山 崎 和 彦 教 授	N 450	久 保 貴 子 専任講師
本 223	加藤木 秀 章 准 教 授		
本 323	滝 澤 愛 准 教 授		
本 227	小 川 伸 助 教		

研究室一覧

◇国文学科◇		◇美学美術史学科◇	
1310	池田三枝子教授	1505	児島薰教授
1308	大橋直義教授	1508	駒田亜紀子教授
1305	大原祐治教授	1516	椎原伸博教授
1306	佐藤悟教授	1506	下山肇教授
1315	田中靖彦教授	1509	馬渕美帆教授
1304	棚田輝嘉教授	1503	武笠朗教授
1309	深澤晶久教授	1504	織田涼子准教授
1314	福嶋健伸教授	1514	串田紀代美准教授
1312	山内博之教授	1515	齋藤達也専任講師
1303	舟見一哉准教授	1510	柳澤恵理子助教
1307	ブルナ・ルカーシュ准教授	◇博物館学課程◇	
1313	山田里奈専任講師	香雪記念資料館	田所泰助教
1316	軽部利恵助教	◇図書館学課程◇	
◇文芸資料研究所◇		1401	安藤友張教授
1302	上野英子教授	1412	須賀千絵専任講師
◇英文学科◇		◇言語文化教育研究センター◇	
1403	稻垣伸一教授	1502	ショニッケル・ジェイコブ教授
1408	佐々木真理教授	1512	中山誠一教授
1409	志渡岡理恵教授	1501	ブラック・ヨーガン教授
1410	島高行教授	1511	バリース・キンセラ専任講師
1415	土屋結城教授	◇大学教育研究センター◇	
1414	難波雅紀教授	1605	中村一哉特任教授
1407	深瀬有希子教授		
1413	村上まどか教授		
1404	猪熊作巳准教授		
1405	諫訪友亮専任講師		
1406	柳田亮吾専任講師		
1416	金田迪予助教		

研究室一覧

◇人間社会学科◇		◆日本語コミュニケーション学科◆	
1107	栗津俊二教授	1607	板倉文彦教授
1103	駒谷真美教授	1615	大塚みさ教授
1218	高橋美和教授	1616	高瀬真理子教授
1202	竹内光悦教授	1610	西脇智子准教授
1105	竹内美香教授	1609	鹿島千穂専任講師
1212	原田謙教授	◆英語コミュニケーション学科◆	
1203	広井多鶴子教授	1603	武内一良教授
1213	松浦常夫教授	1604	萩野敏教授
1217	山根純佳教授	1602	藤原正道教授
1102	阿佐美敦子准教授	1606	三田薰教授
1106	標葉靖子准教授	1611	エドワーズ・マイケル・アンソニー准教授
◇現代社会学科◇		1612	大倉恭輔准教授
1215	数野昌三教授	1601	久保田佳枝准教授
1204	角本伸晃教授	◆短期大学部図書館学課程◆	
1216	篠崎香織教授	1411	橋詰秋子准教授
1207	蔣飛鴻教授		
1104	高木裕子教授		
1209	谷内篤博教授		
1208	吉田雅彦教授		
1205	時田朋子専任講師		
1210	井上綾野准教授		
1206	金津謙専任講師		
1214	神山静香専任講師		

Telephone Guide

テレフォンガイド

●日野周辺の施設●

- ・市役所 042-585-1111
- ・警察署 042-586-0110
- ・消防署 042-581-0119
- ・郵便局(日野郵便局) 0570-943-705
- (日野神明郵便局) 市役所裏 042-581-0800
- ・保健所(南多摩保健所) 042-371-7661
- ・タクシー 日野交通 042-582-0161
- 都民交通 042-581-7654

●渋谷周辺の施設●

- ・区役所 03-3463-1211
- ・警察署 03-3498-0110
- ・消防署 03-3464-0119
- ・タクシー 日本交通 03-5755-2151

●いざというとき役立つ電話番号●

- | | |
|---------------------|--|
| ・警察 110 | ・電話の故障(NTT) 113 |
| ・火事・救急 119 | ・電話の新設・移転・各種サービスの問い合わせ等(NTT) 116 |
| ・電報 115 | ・国際電話の申し込み(KDDI) 0051 |
| ・時報 117 | ・国際電話の問い合わせ(KDDI) 0057 |
| ・天気予報 177 | |
| ・海上の事件・事故 118 | |

●忘れ物●

- ・警視庁遺失物センター 0570-550-142
- ・JR東日本お問い合わせセンター 050-2016-1601

●トラベル●

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ・成田国際空港 0476-34-8000 | <飛行機の予約(国内線)> |
| ・羽田空港(国内線・国際線) 03-5757-8111 | ・日本航空(JAL) 0570-025-071 |
| ・関西国際空港 072-455-2500 | ・全日空(ANA) 0570-029-222 |
| ・大阪国際空港 06-6856-6781 | |

<バスの予約>

- ・京王高速バス予約センター 03-5376-2222

(2023年2月)

役職者氏名

学長 難波雅紀	人間社会学科主任 原田謙
副学長 横究	現代社会学科主任 篠崎香織
文学部長 稲垣伸一	日本語コミュニケーション学科主任 大塚みさ
生活科学部長 橋弘志	英語コミュニケーション学科主任 三田薰
人間社会学部長 竹内光悦	大学図書館学課程主任 安藤友張
短期大学部長 藤原正道	短期大学部図書館学課程主任 藤原正道
学生総合支援センター長 広井多鶴子	博物館学課程主任 児島薰
学生総合支援センター副センター長 学生部長 須賀由紀子	大学言語文化教育研究センター長 中山誠一
学生相談室長 竹内美香	短期大学部言語文化教育研究センター長 三田薰
大学教育研究センター長 粟津俊二	大学教職センター長 清田夏代
大学教育研究副センター長 島崎あかね	図書館長 佐藤悟
短期大学部教育研究センター長 大塚みさ	文芸資料研究所長 佐藤悟
国文学科主任 大橋直義	香雪記念資料館長 児島薰
英文学科主任 土屋結城	下田歌子記念女性総合研究所長 高橋桂子
美学美術史学科主任 児島薰	生涯学習センター長 橋弘志
食生活科学科主任 山崎壮	情報センター長 山崎壮
生活環境学科主任 佐藤健	学長室部長 谷中信裕
生活文化学科主任 島崎あかね	学生総合支援センター部長 学生総合支援センター副センター長 上原信幸
現代生活学科主任 行實洋一	

日野キャンパス周辺の病院案内

診療時間や休診日等は変更される場合があります。病院HPや電話等で必ず事前に確認してから受診してください。

2023年1月現在

病院名	住所・電話番号	休診日
花輪病院 (内科・外科・整形外科)	日野市日野本町3-14-15 042-582-0061	土午後、日、祝 (診療科により異なる)
おおしろクリニック (小児科・内科・外科)	日野市神明3-6-16アメニティ明和館 042-589-6780	木、日、祝
多摩平小児科 (小児科・内科)	日野市多摩平7-6-3 042-584-6002	水午後、土午後、 日、祝
多摩平みついクリニック (内科・小児科)	日野市多摩平7-23-5 042-843-2745	火、土午後、日午後、祝 (土曜は第2・4休診)
高瀬内科クリニック	日野市新町1-20-3 エスペラール1F 042-582-7228	木、土午後、 日、祝
高品クリニック (内科・リウマチ科)	日野市日野本町1-12-13 042-583-7822	木、土午後、 日、祝
休日準夜診療所 (内科) 診療時間19:30~22:30	日野市多摩平3-1-12医師会館1F 042-584-1661	月~金
日野いとう眼科	日野市大坂上1-33-1 日野駅前ビルディング4F 042-514-9100	水、土午後、 日、祝
よこやま耳鼻咽喉科	日野市新町1-20-6 ラフィーネ1F3号 042-589-3663	木、土午後、 日、祝
こばやし皮膚科	日野市新町1-20-6 ラフィーネ1F4号 042-582-6070	木、土午後、 日、祝
かどた皮ふ科・形成外科	日野市多摩平2-5-1 クレヴィア豊田多摩平の森 RESIDENCE109 042-843-4122	土午後、日、祝 (水曜は完全予約制) (土曜は第1・3・5週午前のみ診察)
加来産婦人科 コンチェルト第二	日野市日野本町3-11-4 スカイマンション2F 042-514-8622	水午後、木、 土午後、日、祝
渡辺整形外科	日野市多摩平1-14-2 042-581-7111	木、土午後、 日、祝
原脳神経外科クリニック	日野市多摩平1-3-14-1F 042-514-8550	木、土午後、 日、祝
日野駅前歯科口腔外科	日野市日野本町3-14-16馬場ビル2F 042-584-3123	日午後、祝
内田歯科医院	日野市神明4-18-27 042-587-6880	木、日、祝

総合病院

初診時に紹介状がない場合「選定療養費」として別途費用の支払いがあります。

病院名	住所・電話番号	外来診療 受付時間
日野市立病院	日野市多摩平4-3-1 042-581-2677	月~金 8:30 ~ 11:30
東海大学医学部附属 八王子病院	八王子市石川町1838 042-639-1111	月~土 8:00 ~ 11:00 ※土曜は第2、4、5週のみ診察
立川病院	立川市錦町4-2-22 042-523-3131	月~土 8:15 ~ 11:30 ※土曜は第2、4週のみ診察

※上記総合病院は休日・夜間診療・救急に対応している病院です。

診療時間外の受診を希望する際は必ず事前に病院へ電話連絡をしてください。

渋谷キャンパス周辺の病院案内

診療時間や休診日等は、病院HPや電話等で必ず事前に確認してから受診してください。

2023年1月現在

病院名	住所	電話番号
東京女子医科大学附属成人医学センター (内科・消化器科・循環器科・神経内科等)	渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスター20F	03-3499-3170
メディカルクリニック渋谷 (内科・消化器科・肛門科等)	渋谷区渋谷3-29-17ホテルメツツ渋谷2F	03-6418-0024
アットホーム表参道クリニック (内科・整形外科)	港区北青山2-12-31第3イノセビル2F、地下1F	03-3423-3232
渋谷駅前おおしま皮膚科 (皮膚科・アレルギー科・形成外科)	渋谷区桜丘町25-18NT渋谷ビル3F	03-3770-3388
渋谷整形外科・内科・皮膚科 (整形外科・内科・皮膚科)	渋谷区渋谷1-24-5 ドクターズビル6F	03-5962-7774
慶友整形外科渋谷 (整形外科・リハビリテーション科)	渋谷区渋谷3-29-17ホテルメツツ渋谷2F	03-3406-3100
きくち耳鼻咽喉科 (耳鼻咽喉科)	渋谷区神宮前6-19-12アオヤマビル3F	03-3400-1687
宮益坂眼科 (眼科)	渋谷区渋谷1-12-7 CR-VITE5F	03-3406-5798
道玄坂 加藤眼科 (眼科)	渋谷区道玄坂2-3-2 大外ビル5F	03-6415-3190
ウエストデンタルクリニック (歯科・歯科口腔外科学科)	渋谷区渋谷3-7-1 高山ランド第12ビル2F	03-5467-1515
匠デンタルクリニック (歯科・歯科口腔外科学科)	渋谷区渋谷3-6-2 エクラート渋谷ビル2F	03-6805-1146
宮益坂メリーレディースクリニック (婦人科)	渋谷区渋谷1-9-12渋谷MNビル3F	03-6805-0250
ジャスマリンレディースクリニック渋谷 (婦人科)	渋谷区渋谷1-14-9 藤和宮益坂ビル10F	03-5778-3803
MYメディカルクリニック (内科・外科・消化器科・婦人科等)	渋谷区宇田川町20-17NM渋谷公園通りビル5F	03-4579-9011
渋谷区医師会区民健康センター 桜丘診療所 (内科・休日夜間診療)	渋谷区桜丘町23-21文化総合センター大和田1F	03-3464-3478
ヒラハタクリニック (一般内科・呼吸器科内科学科)	渋谷区渋谷1-24-6 マトリクス・ツービル9F	03-3400-3288
むすび葉クリニック渋谷 (内科・脳神経内科・皮膚科)	渋谷区東2-2-8 渋谷第二TYビル2F	03-5778-9797

総合病院（渋谷区）

初診時に紹介状がない場合「選定療養費」として別途費用の支払いがあります。

病院名	住所・電話番号	診療時間
日赤医療センター	渋谷区広尾4-1-22 03-3400-1311	予約のない方 初診 8:30 ~ 11:00 再診 7:50 ~ 11:00 予約のある方 7:50 ~ 来院指定時刻
都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10 予約専用電話 03-3444-1181 (代表) 03-3446-8331	平日 9:00 ~ 17:00 土曜 9:00 ~ 11:30 (予約診療制)
JR東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3 紹介状あり 03-3320-2210 (代表) 03-3373-5931	平日 8:40 ~ 11:00 土曜 8:40 ~ 11:00 (第2・4のみ)

※上記の総合病院は休日・夜間診療・救急に対応している病院です。

診療時間外の受診を希望する際は必ず事前に病院へ電話連絡をしてください。

各種相談窓口

2023年1月現在		
東京都保健医療情報センター	03-5272-0303	<ul style="list-style-type: none"> 24時間医療機関案内（自動応答システム） 保健医療福祉に関する相談 <p>平日 9:00～20:00</p>
東京都女性のための健康ホットライン	03-5339-1155	平日 10:00～16:00（元日を除く）
くすり相談（医薬品医療機器総合機構）	03-3506-9457	平日 9:00～17:00
東京都女性相談センター 多摩支所	23区 042-522-4232	平日 9:00～21:00（年末年始・祝日を除く） 平日 9:00～16:00（ ）
東京ウィメンズプラザ 相談室	03-5467-2455	毎日 9:00～21:00（年末年始を除く）
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	東京都 12:00～翌5:30 定休日なし ※受付時間、定休日は、都道府県により異なる。
東京都こころの夜間電話相談	03-5155-5028	毎日 17:00～21:30
東京消防庁 救急相談センター	#7119 23区 03-3212-2323 多摩地区 042-521-2323	24時間年中無休 <ul style="list-style-type: none"> 救急時の対応や応急手当に関するアドバイス 医療機関の案内
新型コロナ・オミクロン株 コールセンター	0570-550-571	毎日 9:00～22:00
東京都発熱相談センター (看護師、保健師が対応)	03-5320-4551 03-5320-4592 03-6258-5780 03-5320-4411	24時間（土日祝日を含む毎日） ※かかりつけ医に相談できない場合

暮らしの安全ガイド

事件・事故に巻き込まれた時

例) 痴漢被害、デートDV、交通事故、暴力、詐欺など

まず警察署へ相談、または110番へ電話してください。

その後、各所属キャンパスの学生総合支援センターまで報告・相談してください。

海外へ渡航する時

海外に渡航する際は「海外渡航届」(49ページ参照)を学生総合支援センターに提出してください。

例) 留学、海外語学研修、部活動の海外遠征、インターンシップ、ボランティア、旅行

日本国大使館および総領事館からの最新の情報を入手するとともに、外務省が実施している渡航登録サービス「たびレジ」に必ず登録してください。

・外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・外務省 海外旅行登録サービス <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

また、国・地域に関係なく、渡航先での安全確保に十分注意してください。不測の事態等が発生した場合には、必ずご家族及び大学に連絡するようにしてください。

「悪質商法」により契約をしてしまった時

例) マルチ商法、キャッチセールス、架空請求トラブル

アポイントメントセールス、自己啓発セミナーなど

・日本訪問販売協会訪問販売ホットライン 0120-513-506

・日野市消費生活センター 042-581-3556

・通販110番 03-5651-1122

・消費者ホットライン 188

・東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp>



クーリング・オフ

契約をしても一定期間内であれば無条件で解約できます。

クーリング・オフの期間（契約書面を受け取った日を含む）

訪問販売 (キャッチ・アポイントメントセールス含む)	8日間
電話勧説販売	8日間
マルチ商法（連鎖販売取引）	20日間
特定継続的役務提供 (エステ、習い事、結婚情報提供サービス)	8日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法、モニター商法)	20日間

注) 通信販売は、原則クーリング・オフできません。

災害時に友人や家族に連絡を取りたい時

災害用伝言サービス 171

伝言の録音

「171」にダイヤル
ガイダンスが流れます
↓
「1」をダイヤル
ガイダンスが流れます

伝言の再生

「171」にダイヤル
ガイダンスが流れます
↓
「2」をダイヤル
ガイダンスが流れます

被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル